

ISSN 0388-4279

国際関係学部研究年報

第 39 集

2 0 1 8

日本大学国際関係学部

国際関係学部研究年報

第 39 集

2018

日本大学国際関係学部

国際関係学部研究年報第 39 集

目 次

論 文

夫婦間コミュニケーションの日米差の言語学的分析

—映画『Shall we ダンス?』をもとに— …………… 大 川 英 明 … 1

金子文子の東京生活 …………… 安 元 隆 子 … 15

電撃戦理論の成立

—軍事理論と政軍関係からの考察— …………… 吉 本 隆 昭 … 27

トマス・ワルトンの『アデノグラフィア』

—17 世紀中葉における腺の探究— …………… 安 西 な つ め … 39

研究ノート

商品の安全性を確保するための消費者保護法制…………… 小 野 健 太 郎 … 49

CONTENTS

Linguistic analyses of differences in communication between wedded pairs in Japan and America: Analyses based on the Japanese movie “Shall We Dance?” and its Hollywood remake	Hideaki OKAWA···	1
A study on Kaneko Fumiko’s life after moving to Tokyo	Takako YASUMOTO···	15
Establishment of Blitzkrieg Theory — From the Viewpoint of Military Theory and Civil-Military Relations —	Takaaki YOSHIMOTO···	27
Thomas Wharton’s “Adenographia”: Investigation of glands in the mid-17th century	Natsume ANZAI···	39
Legislation and policy for consumer protection	Kentaro ONO···	49

夫婦間コミュニケーションの日米差の言語学的分析 — 映画『Shall we ダンス?』をもとに —

大川 英明^{*1}

Linguistic analyses of differences in communication between wedded pairs in Japan and America: Analyses based on the Japanese movie “Shall We Dance?” and its Hollywood remake

Hideaki OKAWA^{*1}

The purpose of this research is twofold. It claims that there are differences in verbal communication between wedded couples in the Japanese movie “Shall We Dance?” and its Hollywood remake. The Japanese original depicts the conjugal communication as rather quiet at difficult times, whereas its Hollywood counterpart depicts the communication as confrontational. This contrast can be perceived in the two versions of the movies, and this research will attempt to explain this perception by analyzing the related scenes from all linguistic levels from phonetics to discourse analyses. Another purpose of this research is to analyze dialogues during similar situations in the Japanese and U.S. movies in question, and to propose a concept related to adjacent pairs to capture related examples in the dialogues, which are called here “extended adjacent pairs”.

1. はじめに

本稿の目的は二つある。一つは夫婦間のコミュニケーションに関して、日米の映画に表れる違いを、言語学における音声学から談話分析までの諸領域から分析することにより、夫婦間の言語コミュニケーションと夫婦の関係性の違いを明らかにすることである。もう一つは言語学的な分析の一部として台詞の談話分析を行うが、扱う夫婦間の対話から談話分析の基本的な概念である「隣接ペア」の概念を拡張し、日米版の映画の台詞に現れる現象に新たな分析を加えることである。

夫婦間の言葉によるコミュニケーションの実態を探るために実態調査をしようとするイン

フォーマントの確保の難しさに遭遇する。実際の会話データを取ることは難しさが伴う。そこで、自然な発話ではないが、可能な分析対象としてドラマや映画を利用することが考えられる。当然のことながら、ドラマや映画の脚本は個人が作るものであるが、基本的には文化的な側面が自然に表われる。統語論の議論でも言語学者の直感に基づいて創作された文法的、非文法的な文を使い、理論的な議論が行われているので、本稿において分析する日米の映画の台詞は自然な会話と変わらないと判断し、この前提のもとで、分析し、議論を進めることにする。

本稿では原作が日本映画であり、それが米国でリメイクされた『Shall we ダンス?』^{注1}をもと

*1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 教授 Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University

に、夫婦のコミュニケーションの日米差が映画にも内包されることを言語学的な分析を用い、証明する。また、特に映画の後半で夫の秘密が明らかになったときの夫婦の対話を取り上げ、談話分析を行い、その中で隣接ペアの概念の拡張を試みる。

2. 日本映画『Shall we ダンス?』と米国リメイク版『Shall We Dance?』

本稿における分析対象は日本映画『Shall we ダンス?』と米国映画『Shall We Dance?』である。日本版が原作であり、米国版がそのリメイク版である。日本版は脚本、監督とも周防正行であり、日本という文化的な脈絡で作成されているので、そこには日本の文化や日本社会が反映されていると考える。これに対し、米国版は基本的な筋は日本版を踏襲しているが、日本版で米国人には理解できないような場面は削除され、夫婦以外の登場人物の設定が異なっており、また、夫婦の表現内容や相手に対する態度が明らかに米国文化に合うように改変されている。両国版に共通の筋は次の通りである。

(1) 共通の筋書き

家も妻子もあり、安定した仕事と生活を手に入っていた中年の主人公である夫が単調な生活を送っていた時に、通勤電車から見える社交ダンス教室の若い女性教師に惹かれ、妻に内緒でダンスを習い始める。妻は夫の異変に気づくが、質す勇気がなかったので、探偵に調査を依頼した結果、夫が社交ダンスを習っていることを知る。夫はダンスに打ち込み、大会に出場するまで上達するが、大会では探偵に知らされて見に来ていた妻と娘の存在に気づき、演技中に集中力を失い、ダンスパートナーのコスチュームを踏むという大失敗をし、ダンスが終わる。そのあと、映画では夫婦が初めてダンスをめぐり、話し合う。ダンス教室の先生がイギリスにダンス留学することになり、夫がサヨナラダンスパーティーに行くかどうか最後の見どころであるが、パーティーの最後のダンスになったときに現れ、ダンスの先生と踊る。

筋はほぼ同等であると認められるが、当然のことながら、米国版では米国の観客が理解し、受け入れられるように、日本版に含まれる諸要素が削除

されたり、米国文化に適合するように、改変されたり、また、本稿で詳しく分析する言語表現にも大きな変化が加えられている。以下、夫婦間のコミュニケーションの特徴を概観し、その次に両映画における夫婦間の会話の分析をすることにより、日米の夫婦の描写方法に関する差異を明らかにする。

3. 映画『Shall we ダンス?』とリメイク版『Shall We Dance?』における夫婦の会話分析

3.1 基本的な描写の相違

日米版『Shall we ダンス?』では映画の前半における夫婦の会話は日常生活上の簡単なやり取りしかない。夫婦関係の強化のための会話や比較的大きな問題について話し合うというような場面もない。ところが、ダンス大会で相手のコスチュームを踏み、破いてしまうという失敗のあと、夫婦が話し合う場面がある。真剣に話し合うが、そこでの会話に日米の夫婦像の違いが表れている。この場面が夫婦間の会話量が最も多い。この対話を含め、その後の夫婦間のコミュニケーションを以下で掲載し、それを基に種々の分析を試みる。なお、米国版には含まれる娘の発話は省略し、また、状況理解のために次の台詞には第三者の発話を記載したが、本稿における夫婦の会話の分析からは除外する。

(2) a. 日本版の夫婦の対話：ダンス大会で失敗したあと、自宅で

- J01 杉山 知ってたのか。
 J02 昌子 ええ、ずっと前から。
 J03 だけど、なんだか怖くて言い出せなかった。
 J04 いつかあなたが話してくれるって信じてた。
 J05 だけど、なんにも教えてくれなかった。
 J06 最初は浮気かと思ったわ。
 J07 ダンスだってわかった時はちょっと安心したけど、
 J08 どうしてダンスなのか理解できなかった。

- J09 でも、あなたは生き生きしてた。
- J10 あたし一人だけ取り残されたような気がした。
- J11 そして、今日のあなたを見て、ますますわからなくなった。
- J12 なんだか悔しいの。
- J13 相手がダンスでも、やっぱり浮気だと思った。
- J14 杉山 浮気じゃない。
- J15 本気だった。
- J16 さっきまでは…
- J17 昌子 さっきまで?
- J18 杉山 そう。
- J19 でも、今日でダンスは終わった。
- J20 昌子 なんで?
- J21 あたしのせい?
- J22 あたしのせいにするのね。
- J23 杉山 違う。
- J24 そうじゃない。
- J25 しょせん俺には似合わない世界だったんだ。
- (2) b. 日本版の夫婦の対話：先生のためのさよならダンスパーティー前日の会話
- J26 昌子 あした行くの?
- J27 杉山 ええ?
- J28 昌子 先生、イギリス行っちゃうんでしょ?
- J29 杉山 はあーっ、何でも知ってるんだな。
- J30 昌子 あたし、あなたに謝らなきゃいけないことあるの。
- J31 探偵雇ってあなたのこと調べてもらったの。
- J32 自分で確かめるの怖かった。
- J33 あなたはまじめな人だから。
- J34 あなたのこと愛してるから。
- J35 ね、お願い。
- J36 明日、パーティーに行ったら先生と踊って。
- J37 そして、ダンス続けて。
- J38 毎日つまらなそうに会社に行ってるあなた見てるより、生き生きしてるあなたを見てたい。
- J39 あたしにも、ダンス教えて。
- J40 あなたが先生と踊りたいと思ったように、私もあなたと踊ってみたいの。
- J41 杉山 もう、いい加減にしてくれ。[強い口調]
- J42 俺はダンスはやめたんだ。[強い口調]
- (2) c. 日本版の夫婦の対話：自宅の庭でダンスをしながら
- J43 杉山 寂しい思いさせて、悪かった。
- (3) a. 米国版の夫婦の対話：ダンス大会での失敗の直後の駐車場での会話
- E01 John Beverly!
- E02 Wait a minute.
- E03 Wait.
- E04 Wait.
- E05 Beverly, how did you know?
- E06 Bev Because I hired a detective.
- E07 Yeah.
- E08 I thought you were having an affair.
- E09 It's ridiculous, I know.
- E10 OK.
- E11 I feel … [第三者が話しかけてくる]
- 第三者 Hey, listen, that was really bad luck. Don't worry. There's always next year.
- E12 Bev Oh, "there's always next year."
- E13 Thanks.
- E14 Well, I have a whole year to prepare for it.
- E15 John Beverly, please, please …
- E16 Bev No.
- E17 John Beverly, can we talk …
- E18 Bev No, there's nothing to talk about.
- E19 John Please.
- E20 Will you please stay here …
- E21 Stop. [去ろうとする妻の車を止めようとする]
- E22 No.
- E23 Please, will you talk to me?
- E24 Bev If you want to talk, you can start by

- explaining what was it that I just saw in there.
- E25 What did I witness?
- E26 John I'm not having an affair.
- E27 There was not aff ... [後ろの車の運転手が話しかける]
第3者 What's goin' on?
Let's go. [妻の車が渋滞を引き起こしている]
- E28 John They're new friends.
- E29 Bev But you could've told me about it, couldn't you?
- E30 You just completely left me out.
- E31 Why didn't you tell me, John?
- E32 You've got to answer that.
- E33 John I was ashamed ...
- E34 Bev Ashamed of what?
- E35 Of dancing?
- E36 John Well, no, no...
- E37 Bev Well, then of what?
- E38 Of wanting to be happier.
- E39 When we have so much.
- E40 And it's not your fault.

(3) b. 米国版の夫婦の対話：家での会話

- E41 John The one thing I am proudest of in my whole life is that you're happy with me.
- E42 If I couldn't, if I couldn't tell you that I was unhappy sometimes, it was because I didn't want to risk hurting the one person I treasure most.
- E43 I'm so sorry.

まず、日本版では妻（昌子）の発言量が多いものの、台詞や演技からも、夫がダンスをしていることを秘密にしていたことについては詰問するという雰囲気でないことがわかる。映画を見ると比較的静かな対話になっていることが感じられる。

一方、米国版では特にダンス大会での失敗の直後の夫婦の会話では明らかに妻（Beverly）が対立的な雰囲気です夫がダンスを始めた理由を詰問し

ている。

日米版の映画のこの場面の描写からは次のような違いがわかる。

(4) 日本版

- a. 静かな対話
- b. 妻は自分の気持ちを説明
- c. 妻は批判するのではなく、部分的に夫を評価
- d. 夫婦関係の崩壊の危機感はない

(5) 米国版

- a. 険悪な雰囲気での対話
- b. 妻は夫の説明を強く求める
- c. 夫が秘密にしていたことを批判
- d. 夫婦関係の危機を感じさせる

この差異は映画を見比べれば、明らかであるが、それはどこから来るのであろうか。

以下ではどのような言語学的な分析がどのような談話理解に関係して来るかを検討する。映画の台本は文学的な分析も可能であろうし、談話分析（ディスコース分析）も可能であるが、管見では言語学の様々な領域の分析を加えた映画の台本、または談話分析の試みは見当たらないので、この意味で新しい分析を提案することになる。具体的には音声、語彙論、統語論、意味論・語用論、談話構造からの分析が(4)と(5)の解釈をどのように支持するかを明らかにする。

3.2 音声的側面

文字のみの文学作品には音声情報が付随しないが、映画や演劇は台本に音声加わり、台詞となり、より豊かな表現が可能になる。自然な日常会話に近づく。

音声情報からは、他の言語学の領域と同様、社会言語学的情報や話者の感情など、様々な情報が得られる。当該映画の分析対象となる場面では、特に(2a)と(3a)の場面に大きな差異が認められる。日本版の(2a)ではダンス大会での夫の失敗のあと、その夜に家で会話が行われるという状況にも影響されていると思われるが、夫婦とも音声的側面をみると、特に速度、強調の面での値は平常で、静かな対話となっている。一方、米国版の(3a)では対話自体がダンス大会での失敗が

あった直後の駐車場で行われているという設定に関係があるが、音声面では発話速度が高く、音声的に感情が高ぶったときに見られる現象が認められる。そのうちの1つは、特に白熱した議論や感情的な会話の時にみられる発話の遮り・重なる例である。

(6) 音声情報：遮り・重なり

	日	米
1		夫：Beverly, please, // please … [E15] 妻：//No. [E16]
2	0	夫：Beverly, please, // can we talk … [E17]
3		妻：//No, there's nothing to talk about. [E18]
		夫：// Please. [E19]
4		夫：I was ashamed // … [E33] 妻：// Ashamed of what? [E34]

//は発話の遮り、発話の重なりがあることを示す。

日 = 日本版、米 = 米国版

日本版では発話の遮りや重なりが全くないのに対し、米国版の分析対象とした場面では4組が認められた。この音声的な差は(4)と(5)の基本的な違いと呼応する。

もう一つの音声的な情報は激しい口調^{注2}である。これも、熱がこもった議論や感情的になった会話に現れるが、当該場面でも認められる。

(7) 音声情報：激しい口調

	日	米
1	夫：もう、いい加減にしてくれ。 [J41]	妻：If you want to talk, you can start by explaining what was it that I just saw in there. [E24]
2	夫：俺はダンスはやめたんだ。 [J42]	妻：You just completely left me out. [E30]
3	/	妻：Why didn't you tell me, John? [E31]
4		妻：You've got to answer that. [E32]
5		妻：Ashamed of what? [E34]
6		妻：Of dancing? [E35]
7		妻：Well, then of what? [E37]

この範疇では日本版が2例であるのに対し、米国版では7例あり、この面では後者のほうが感情がより表れていることがわかる。ここで注目すべきは日本版で激しい口調で発話しているのは全て夫であるが、米国版では全て妻であるということである。日本版では妻の態度はあくまでも夫に従うという伝統的な妻として描かれていることに呼応しているようであるが、一方、米国版では社交ダンスをしていることを秘密にしていた夫に妻が激しく詰問するという基本的な違いと合致している。このように音声的な面も夫婦の描写の違いに関与していることがわかる。

3.3 文レベルの分析

次に、文レベルにおいて映画における当該場面の分析を試みる。ここでは統語論を文レベルの構造と意味を扱うものという定義に基づき分析する。つまり、二つ、またはそれ以上の文が関わる現象は談話分析（ディスコース分析）の対象とする。また、文の意味に関しては統語論と密接な関係があるので、一つの文の意味・解釈もここでの分析に含めることとする。

統語論に関わる分析は台本や文学作品の分析についてはさほど関連しないように思われるかもしれないが、特に会話の分析では一定の情報を得ることができる。

まず、文の数に関する分析である。特に対話ではある場面の対話者の発言における、文や表現の数から誰がより多く発話しているか、だれが会話の主導権を持つか、または、誰が寡黙になっているか、などがわかる。そこで、『Shall we ダンス?』の分析対象場面における夫婦の発話文^{注3}数を調べると、次のようになっていることがわかる。

表-1 統語情報：発話文の数

	日	米
妻の発言回数	29	20
夫の発言回数	14	23
合計	43	43

これを見ると、日本版では妻の発話数が多く、米国版では夫婦がほぼ同じ発話数になっていることがわかる。対話の場合、交互に発言することが多く、従って、発言数が同等になることが望まれる

が、対照的に一方が話し続けることもある。これは一方が話の中心となり、もう一方が聞き手役になる場合である。つまり、夫婦別に発話連続の最長数を調べると次のようになる。

表-2 統語情報：連続発話の最長数

	日	米
妻	12	6
夫	3	5

日本版では妻の連続発話の最長数が12であり、夫が3であるので、日本版では夫が多くは語らない状況がわかる。米国版では夫婦の連続発話の最長数はほぼ同等である。

表-1と表-2のデータから、日本版では妻のほうが圧倒的に発言数が多い。しかしながら、3.2節の音声的特徴を加味し、さらに以下の議論を合わせると、発言数が多いことが必ずしも妻が批判的に発言していることにはならないことがわかる。一方、米国版は夫婦の発言の数からの分析によると、同等の数の発話の交換が行われている様子がわかる。これも日米版の違いを表わしている。

文のタイプの種類は多くない。平叙文、疑問文、命令文、感嘆文、機能的には依頼文などである。会話の中での文タイプからはある程度、発話の特徴づけが可能である。分析対象場面では平叙文が多いが、特徴的なのは命令文の数である。ここでは文のタイプに加え、機能的に依頼や命令を表す表現（句、平叙文、等）も含め、発話者が相手に何かを要求、依頼、命令をする意味を持つ表現の数を求めた結果が表-3である。

表-3 統語情報：命令文・依頼文・要求文

	日	米	台詞中の具体例
命令文	妻	0	1 You've got to answer that. [E32]
	夫	0	4 Wait a minute. [E02] Wait. [E03] Wait. [E04] Stop. [E21]
依頼文	妻	4	0 ね、お願い。[J35] 明日、パーティーに行って先生と踊って。[J36] そして、ダンス続けて。[J37] あたしにも、ダンス教えて。[J39]

依頼文	夫	1	5	もう、いい加減にしてくれ。 [J41]
				Beverly, please, please ... [E15]
				Beverly, please, can we talk ... [E17]
				Please. [E19]
				Will you please stay here ...? [E20]
				Please, will you talk to me? [E23]

日本版では「～しろ」「～するな」表現はなかった。日本語の命令文は英語の命令文と異なり、かなりきつい表現であるので、使用域は相対的に狭いという違いがあるが、表-3の結果からは、日本版では妻が夫に依頼を述べるのが優勢であるが、米国版では圧倒的に夫が依頼・命令をしているという状況が理解できる。

しかしながら、発話例の数字だけを見ても、当然のことながら、全体像を正しく把握することには繋がらない。つまり、数字は一つの傾向を表すが、状況の解釈には文の意味や意図を考える必要がある。

日本版における妻の依頼文は夫にダンスを続けて欲しいという願いを表わしている。夫が社交ダンスについて秘密にしていたことを特に非難することなく、むしろ続けてほしいと頼んでいる。これに対し、米国版では依頼をするのは主に夫である。夫はダンス会場付近の駐車場から去ろうとする妻に対しひたすら待って欲しい、話させてほしいと懇願している。日米版では依頼をする人と内容が全く異なる状況を表わしていることが、統語論的・意味論的な分析からも導き出される。これも(4)(5)の違いに関連している。

次に、ダンス大会の失敗のあとの夫婦の会話における夫の質問にも微妙な違いが反映されていることを、使われている疑問語の違いから分析できることを明らかにする。

(8) 統語情報：夫の最初の質問

a. 知ってたのか。[J01]

b. Beverly, how did you know? [E05]

日米版とも文のタイプは疑問文であるが、日本版ではYes-No疑問文が使われ、米国版ではWh-疑

問文のうちの“how”型疑問文が使用されている。社交ダンスの大会に来るはずのない妻と娘が見に来ていたので、夫が疑問に思うことは当然な状況ではあるが、異なるタイプの疑問文の使用から、映画での描き方の違いがわかる。つまり、日本版では夫がダンスをしていることを（おまえは）「知ってたのか。」と、Yes-No疑問文で聞いている。この疑問文は、実際は確認の機能を帯びてはくるものの、基本的には知っていたのか否かを聞く疑問文形式を取っている。明らかに妻は夫が社交ダンスをしていることとダンス大会への参加について知っていたからこそダンス大会を見に来たので、質問自体本来の意味を持たない状況でそのような質問をしたということは夫が目の前の問題に深入りしたくなく、また、妻にはあまり追及されたくないという受身の態度につながる。一方、米国版では妻が夫のダンスについて既に知っていたことを前提として、知ることになった経緯について明確に質問している。つまり、夫が積極的に眼前の問題に立ち向かい、妻への説明責任を果たし、解決への意気込みに通じる質問である。この二つの異なるタイプの疑問文の違いも場面全体の印象や解釈に関係している。

統語論に関係する現象をもう一つ取り上げ、日米映画の基本的な描写の違いを説明する。それは視点の問題である。特に日本語の統語論ではこの視点の問題が議論される。例えば、能動態・受動態、受給動詞を含む構文、使役構文、等が挙げられる。映画の当該場面では視点の問題に関する表現はさほど多くないが、2件あった。

(9) 統語情報：視点

	日	英
受動態・能動態	妻：あたし一人だけ取り残されたような気がした。[J10]	妻：You just completely left me out. [E30]
受給動詞	妻：いつかあなたが話してくるって信じてた。[J04] 妻：だけど、なんにも教えてくれなかった。[J05]	0

映画の日米版の両方に上表のように類似の意味の文があるが、日本版では主語が話者である妻とする文構成になっているのに対し、米国版では2人称代名詞（=夫を指示）になっている。つまり、日本版では視点が話者（=妻）になっており、米国版では聞き手（夫）という対比を示している。日米版における両文を比較すると、日本版の方が動作主の言及を避けていることとも相まって、相手を非難する表現ではなく、したがって対決姿勢がさほど感じられない。一方、米国版での表現は映画で表されている強い語調とともに主語を2人称にすることにより、より批判的、対決的な態度が感じられる。

受給動詞を含む構文に関しては英語に同等の構文がないので、両言語間の比較はできないが、日本語内では表現形態として、受給動詞を使用しない文と比較することは可能である。(9)の表中の受給構文は次のような非受給構文と比較することができる。

- (10) a. いつかあなたが（私に）話すって信じた。
b. だけど、（私に）なんにも教え（言わ）なかった。

受給動詞の使用は単に行動の影響の方向性（行為者から受益者へ）を表す場合と恩義や感謝の念を表す場合があるが、(9)の受給動詞文には少なくとも受益者である妻の夫に任せる受身的な態度が感じられる。

以上、統語論と文の意味論に関わる現象が対話の理解に影響を持つことを示し、(4)と(5)の違いに関係することを示した。

3.4 語彙レベル・表現情報

映画や談話分析には使用語彙も大きな役割を果たす。例えば、使用語彙により、感情、専門知識や年齢、男女差などが反映される場合もある。日本版では妻が女性的な表現である終助詞の「のね」を使っているのので、妻は女性的な表現を使用する人物であることがわかる。分析対象とする場面において最も特徴的な語彙は感情語・感情表現である。次の具体例がある。

(11) 語彙情報：感情語・感情表現

	日	米
1	妻：だけど、なんだか怖くて言い出せなかった。[J03]	妻：It's <u>ridiculous</u> , I know. [E09]
2	妻：ダンスだってわかった時はちょっと安心したけど、[J07]	/
3	妻：なんだか悔しいの。[J12]	
4	妻：自分で確かめるの怖かった。[J32]	

米国版では1例のみであるが、これは妻の発話である。日本版では4例あり、妻が自らの心情や感情を夫に伝えようとしている。夫を非難するのではなく、自分の気持ちを吐露することにより夫の理解を得ようとしているように思われる。これに対し、米国版の「ridiculous」はある種の感情表現ではあるが、自分の内面を表すのではなく、探偵を雇って夫の行動を調べたことに対する評価を述べる表現であるので、この点日本版の妻の台詞とは全く異なることがわかる。

さらに意味的に見て、「強い表現」がある。ここでは「強い表現」とは、特に対話相者を批判したり、不満を表したり、対話を拒絶したりして相手に負のインパクトをもたらす表現とする。通常の落ちついた会話の内容とは異なり、感情的な側面が強くなる。当該映画では次の下線部のような例がある。

(12) 語彙情報：強い表現

	日	米
1	妻： <u>あたしのせいにするのね</u> 。[J22]	妻：No, <u>there's nothing to talk about</u> . [E18]
2	夫： <u>もういい、いい加減にしてくれ</u> 。[J41]	妻：If you want to talk, you can start by explaining what was it that I just saw in there. [E24] What did I witness? [E25]
3		妻： <u>You just completely left me out</u> . [E30]

これらの強い表現を見ても、米国版では強い表現をするのは妻のみである。E18では妻が「話すことなんてない」と言い夫を突き放し、コミュニケーションを拒否しようとしている。また、E24とE25からは妻が夫からの説明を強く求めていることがわかる。

一方、日本版の妻の表現、J22は「私に責任があるというのね」という表現形態を用い、半ば批判的な言い方ではあるが、夫の反応を許す表現にはなっている。この発言に対し、強い口調を伴った発話がJ41である。これは男である夫の発話であり、映画で描かれている妻には言えない表現である。感情的になっているのは妻ではなく、夫である。以上、語彙や表現の面でも妻の描き方の日米差が表れている。

3.5 談話・語用論レベル

次に映画における談話分析・語用論の分野での情報が映画における描写から得られる印象に関与していることを明らかにする。語用論的分析は文脈の中での現象を扱うことも少なくないので、ここでは談話分析と合わせて議論を進めることにする。

まず、映画の当該場面における談話分析・語用論の分析の対象として注目すべきは隣接ペアである。隣接ペアとは「会話において、異なる話者によって発せられた隣接している2つの発話のことである^{註4)}」。分析対象としている(2)と(3)中でこの分析に関わるデータは次の通りである。

(13) 談話・語用論的情報：日本版

1	夫：知ってたのか。[J01] 妻：ええ、ずっと前から。[J02]
2	妻：さっきまで？[J17] 夫：そう。[J18]
3	夫：でも、今日でダンスは終わった。[J19] 妻：なんで？[J20] あたしのせい？[J21] あたしのせいにするのね。[J22] 夫：違う。[J23] そうじゃない。[J24] しょせん俺には似合わない世界だったんだ。[J25]

4	妻：あした行くの？ [J26] 夫：ええ？ [J27]
5	妻：先生、イギリス行っちゃうんでしょ う？ [J28] 夫：はあーっ、何でも知ってるんだな。 [J29]

(14) 談話・語用論的情報：米国版

1	夫：Beverly, how did you know? [E05] 妻：Because I hired a detective. [E06]
2	夫：Beverly, please, please … [E15] 妻：No. [E16]
3	夫：Beverly, please, can we talk …[E17] 妻：No, there's nothing to talk about. [E18]
4	夫：Please, will you talk to me? [E23] 妻：If you want to talk, you can start by explaining what was it that I just saw in there. [E24]
5	妻：What did I witness? [E25] 夫：I'm not having an affair. [E26]
6	妻：Why didn't you tell me, John? [E31] You've got to answer that. [E32] 夫：I was ashamed … [E33] 妻：Ashamed of what? [E34] Of dancing? [E35] 夫：Well, no, no…[E36] 妻：Well, then of what? [E37] 夫：Of wanting to be happier. [E38] When we have so much. [E39]

隣接ペアの説明の際の例文は次のような1対の対話になっていることが多い。

(15) 談話・語用論的情報：隣接ペアの例^{注5}

- a. あいさつ－あいさつ
咲：ただいま。
麻子：お帰りなさい。(青春家族2課)
- b. 問い－答え
咲：今の会社、辞めちゃうってこと？
久司：いや、辞めないよ。(青春家族2課)
- c. 依頼－受諾
麻子：四谷お願いします。
運転手：はい。(青春家族1課)
- d. 誘い－受諾
麻子：お食事の前に、私たちも行く？
咲：そうね。(青春家族2課)

e. 提言－受諾

久司：ヤツらに悪いからさ、今日んところは、これで打ち止めっていうことにしない？

麻子：いいわよ。(青春家族2課)

f. 謝り－受容

麻子：こんな時間に電話して、ごめんない。

久司：いや。(青春家族5課)

これらの例はすべて第1部分の発話に対し、その応答である第2部分が典型的な表現になっている。(13)の1番と2番の対話はこの範疇のものであり、問い－答えの対になっている。

当然のことながら、実際の会話ではこのような単純な談話構造を示さない場合も少なくない。例えば、(13)の3では妻は夫がダンスを諦めたことについて、「なんで」、「あたしのせい?」、「あたしのせいにするのね」と3つの文を発している。質問や主張を連続して発言している。これに対し、夫は「違う」「そうじゃない」と答えている。明らかにこの返答は「なんで?」に対する返答ではない。しかし、夫の「違う」「そうじゃない」が「あたしのせい?」に対する返答なのか、または「あたしのせいにするのね」に対する返答なのか、さらに妻のこの2文を一まとめにした返答なのかの判定は困難である。これは隣接ペアの数を数える時に直面する本質的な問題となるが、どのように対処するかについて後ほど説明する。

同様の複雑な談話構成が(14)の6のように米国版にも認められるが、日本版の例から分析する。(15)で確認した典型的な隣接ペアがより複雑な構造になったのが次のような例である^{注6}。

(16) 挿入連鎖の例

(子供と母親が店先で)

A：これ買ってもいい？

質問1

B：890円ね。

持ってきたお金で足りるの？

質問2

A：うん。

答え2

B：そう、それなら買ってもいいわよ。

答え1

この談話構造は質問1と答え1の間に質問2－答え2がそっくり組み込まれている。これは挿入連鎖と呼ばれる構造である。(15)と(16)は明快な

構造を持つ例であるが、実際の会話では更に複雑な構造がある。本稿で扱っている(13)と(14)に更に複雑な構造が含まれることを説明し、そこから隣接ペアに関係する規則を提案する。

まず、日本版はすでに取り上げた(13)の3である。説明のために、再録する。

(17) 拡張隣接ペアを含む挿入連鎖

夫：でも、今日でダンスは終わった。[J19]

妻：なんで？ [J20]

あたしのせい？ [J21]
あたしのせいにするのね。[J22]
夫：違う。[J23]
そうじゃない。[J24]

しょせん俺には似合わない世界だったんだ。[J25]

妻は夫が今日ダンスを辞めることにしたことを聞き、J20~J22の三つの文を発している。最初のJ20は理由を問う質問であるが、J21とJ22は自分に責任があるかどうかを聞き、確認する表現である。これに対し、夫はJ23とJ24で否定している。この2文は同等の意味を持つ。そして、最後にJ25の文で理由を提示している。J21とJ22の文タイプは前者が二値疑問文であるのに対し、後者は平叙文ではあるが、双方とも否定の対象になりえるので、J23とJ24と関連付けられ、隣接ペアを構成することになる。ここでは文がまとまりとして隣接ペアを構成しているので、「拡張隣接ペア」と呼んでおく。従来考えられている隣接ペアというものは2文1組で捉えられるが、本稿ではこれらの例から、複数の文のまとまり全体で、第1部分（J21+J22）と第2部分（J23+J24）を構成し、各部分を構成する文同士の等質性により、いずれの部分の文は他の部分の全ての文と隣接ペアを構成することを提案する。したがって、拡張隣接ペアの特性を規定すると次のようになる。

(18) 拡張隣接ペアの特性

第1部分と第2部分の両方、または片方が複数の文で構成され、且つ、双方の文のいずれの文ももう一方の全ての発話と1対1の隣接ペアとなる。

従って、図式で示すと次のようになる。

(19) 拡張隣接ペアの要素間の関係：2対2

妻	夫
あたしのせい？ [J21]	違う。[J23]
あたしのせいにするのね。[J22]	そうじゃない。[J24]

拡張隣接ペアを成す第1部分群と第2部分群は(17)の図からもわかるように挿入連鎖を構成することができる。この対話の最後（J25）で夫が理由を述べているが、これはJ20の妻の理由質問に対する返答となる。つまり、J20からJ25の一連の発話は拡張隣接ペアを含む挿入連鎖の構造を持つというように分析できるのである。

次に米国版の(14)における6番の例である。ここでも説明のため、これらの例文を再録する。

(20) 拡張隣接ペアの英語例

妻：Why didn't you tell me, John? [E31]
You've got to answer that. [E32]

夫：I was ashamed ... [E33]

妻：Ashamed of what? [E34]
Of dancing? [E35]

夫：Well, no, no...[E36]

妻：Well, then of what? [E37]

夫：Of wanting to be happier. [E38]
When we have so much. [E39]

E31では妻は夫が妻に内緒で社交ダンスを習っていたことに対し、その理由を詰問している。夫の返答を待たずに、E32で返答を強要している。それに対し夫はE33のように答え始めるが、典型的な1文対1文の隣接ペアを基準にすると、これが妻のどちらの発話に対して隣接ペアを構成しているかを判定することは困難である。しかしながら、(17)で提案した拡張隣接ペアの例として分析することができる。(17)では2文対2文で拡張隣接ペアが構成されていたが、この例は2文対1文の構成である。米国版の当該部分も(19)の日本版と同様にE33の文がE31とE32のいずれの文ともそれぞれ隣接ペアを構成する可能性がある。

(21) 拡張隣接ペアの要素間の関係：2対1

妻	夫
Why didn't you tell me, John? [E31]	I was ashamed ... [E33]
You've got to answer that. [E32]	

挿入連鎖を含む隣接ペアは基本的には関連する発話文の意味・機能を前提にした近接性によるが、本節で扱っている対話文を分析すると、統語的な要素も関わるのがわかる。次の例のように、対話相手の発話に基づく省略文がその例である。

(22) 隣接ペアの統語的要素

A：なんか画面切り替わった？

B：と思うんだけどね。^{注7}

(22A)はこの文だけで統語的に完全な文である一方、(22B)は統語的には不完全文であるが、この文は(22A)との関連性において、統語的にも意味・機能的にも初めて成立する。つまり、(22B)は(22A)の命題である「画面が切り替わった」を継承した省略であると考えなければ、文自体の解釈も不可能である。同様の現象は実際の会話では珍しくない。また、(20)の台詞にも含まれている。統語的、意味的な依存関係を矢印で示してみると次のようになる。

(23)

妻：Why didn't you tell me, John? [E31]	
You've got to answer that. [E32]	
夫：I was ashamed ... [E33]	←
妻：Ashamed of what? [E34]	←
Of dancing? [E35]	←
夫：Well, no, no... [E36]	←
妻：Well, then of what? [E37]	←
夫：Of wanting to be happier. [E38]	←
When we have so much. [E39]	←

妻が説明を要求した(E31とE32)ので、夫はE33で返答を始めるが、口が重いので妻が急がすようにE34とE35で立て続けに質問しているが、この2文は不完全文であり、補うべき要素はE33の夫の文に基づいている。(23)の一連の発話の中で注目すべきはE37の妻の質問である。文中の「then」は明らかに直前の夫の発話、E36を受け

た上での表現である。この意味でE37はE36に関係づけられる。しかしながら、妻のE37は直接的には自分のE34とE35の両方を受けている。E34とE35は夫のE33を受けているので、E37は最終的に、また、統語的にはE33を受けているので、この状況を点線で表した。このように一つの文が談話レベル、統語レベル、意味・機能レベルの異なるレベルで異なる先行発話に関係づけられることがわかる。

本節の最後に(13)と(14)の日米の夫婦の会話から談話分析から見えてくる日米映画の差について指摘する。これらの会話における談話分析に関する理論的な側面について見てきたが、そこで扱わなかった部分にその特徴が含まれている。

(13)の日本版を見ると、特に4と5に特徴的な対話が認められる。つまり、J26で妻が明日行われるダンスの先生のためのさよならダンスパーティーに行くかどうかを尋ねると、夫は妻がそのことについては知らないと思っていたので、行くか否かという最も典型的な回答をするかわりにJ27で「ええ？」という驚きや当惑を表す発話を行っている。また、これに続き、妻がダンスの先生がイギリスにダンス留学に行くことを確認するためにJ28のように水を向けると、夫はその直接的な回答をせず、「はあーっ、何でも知っているんだな。(J29)」というように間接的に、つまりダンスの先生がイギリスに行くという命題を前提にした答え方をしている。いずれの場合も「質問→明確な答え」というような構造ではない。つまり、緊張感や対立的な雰囲気を抑えるような対話になっている。

これに対して(14)の米国版は対照的である。6番にも一部該当する部分があるが、1番から5番の対話全てが、質問-回答という単純な、典型的な隣接ペアでできている。つまり、このタイプの対話は緊迫した雰囲気、対立的な議論、裁判のような事実の確認を連続的に行い、結論を導く質疑応答などによく見られる。米国版では陰悪な雰囲気のうち会話が行われている。このように談話分析の面でも日米映画の基本的な違いが現れている。

4. まとめ

本稿では文学作品とは異なる映画という言語および非言語情報を含む媒体を利用し、様々な言語学的範疇から映画における場面の総合的な雰囲気解析できることを提案した。また、その分析を通して、基本的な内容は近いものの、原作日本版と米国リメイク版との間で夫婦の描き方が異なることを示した。日本版ではダンス大会後の夫婦の会話は全体的に静かな雰囲気で行われ、発話数は妻の方が圧倒的に多いが、妻は自分の気持ちを吐露することが多く、批判的な態度ではない。唯一感情的な表現をするのは、社交ダンスをしていることを秘密にされていた妻ではなく、その話をしたくない夫の方である。また、(2c)のように、夫が初めて妻に謝る場合も、J43の1文のみで、しかも社交ダンスにのめり込み、それを妻に秘密にしていた理由の説明が全くない。

一方、米国版では日本版とは異なる描き方をしている。分析対象の場面の発話数は日本版と同じであり、夫婦のそれぞれの発話数もほぼ同等であるが、妻の態度は日本版とは異なり、音声的にも、語彙、表現形態、談話現象の面でも、感情的に夫に説明責任を果たすことを要求している。また、夫は日本版同様、(3b)のように妻に謝るが、日本版とは異なり、E41とE42のように説明を加えている。日本版では情緒的な対話になっているのに対し、米国版では質疑応答といった内容のやりとりが言語化されていることが日米版の比較からわかった。

本稿における分析から各レベルにおいてどのような要素があるかをまとめると次のようになる。なお、この表は概要の分析であり、完全な分析を試みたものではないことを付け加えておく。

表-4 言語範疇と会話の理解

範疇	現象	何がわかるか
音声的側面	発音（単音、アクセント、ピッチ） 音質 強調、声量 速度 遮り・重なり ポーズ	社会言語学的情報（方言、男女差、世代差、母語話者・非母語話者） 感情 性別
語彙レベル	語彙量 語彙の種類	知的レベル 社会言語学的情報（方言、男女差、世代差、母語話者・非母語話者、専門知識） 興味 感情
文レベル	文のタイプ 文の数 話者の文の数 助詞	質問 主張 感情 態度 対話の支配度・発話の優性性 視点 コード・スイッチング
談話レベル	応答 遮り・重なり 話者の文の数 段落の構成 相槌 発話の順番 ファイラー 言いよどみ 会話の開始・終結	感情 態度 対話の支配度・発話の優性性 視点 論理 発話の意図 コード・スイッチング
語用論レベル	発話行為 発話の意図 遂行動詞 協調の原理	感情 態度 対話の支配度・発話の優性性 視点 論理 発話の意図 コード・スイッチング
非言語コミュニケーション	接近 視線 顔の表情 頷き 身振り 姿勢 笑い	話者の関係 感情 態度

本稿ではこれに加えて、映画の台詞の談話分析をしつつ、談話分析の基本的な提案を「拡張隣接ペア」として行った。この分析を発展させるために拡張隣接ペアの詳しい成立条件についての考察を深めると同時に、談話分析と統語論・意味論的な関連性についての議論を深めたい。

謝辞

匿名の審査員に原稿を丁寧に読んでいただき、詳細に改善点を指摘していただきました。感謝いたします。

注

1. 日本版の基本情報

	『Shall we ダンス?』(原作)
公開年	1996年
監督	周防正行
脚本	周防正行
夫(俳優)	杉山正平(役所広司)
妻(俳優)	杉山昌子(原日出子)

米国版の基本情報

	『Shall We Dance?』(リメイク版)
公開年	2004年
監督	Peter Chelsom
脚本	Audrey Wells
夫(俳優)	John Clark (Richard Gere)
妻(俳優)	Beverly Clark (Susan Sarandon)

- 「激しい口調」とは映画における普通の夫婦の会話と比較し、感情的な表現で際立って音量(音圧)が高いと判断した状況を示す。
- 基本的には統語的な文を基準に計算したが、節の切れ目で長めのポーズがある場合(E38-E39)は2文として計算した。
- 近藤, 他(2012: 158L)
- (15)の例は堀口(1997: 21-22)から掲載。
- (16)の例文はメイナード(1993: 26)から掲載。

- 高木, 他(2016: 97)から掲載。

参考文献

- 近藤安月子, 小森和子編(2012)『研究社 日本語教育事典』研究社
- 高木智世, 細田由利, 森田笑(2016)『会話分析の基礎』ひつじ書房
- 林宅男編(2008)『談話分析のアプローチ 理論と実践』研究社
- 堀口純子(1997)『日本語教育と会話分析』くろしお出版
- メイナード・K・泉子(1993)『会話分析』くろしお出版

ビデオ教材

- NHKソフトウェア(1992)ビデオ教材「青春家族」1-1
- NHKソフトウェア(1992)ビデオ教材「青春家族」1-2

(ookawa.hideaki@nihon-u.ac.jp)

金子文子の東京生活

安元隆子*¹

A study on Kaneko Fumiko's life after moving to Tokyo

Takako YASUMOTO*¹

Kaneko Fumiko (1903-1926) had the idea that everyone is equal. She didn't recognize the Imperial ruling system of Japan early in the twentieth century. She wanted to prove that her point of view was correct by taking direct action. She moved to Tokyo where she studied and worked hard in order to be independent. In Tokyo, her despair with Christianity and Socialism forced her to turn to Nihilism. In this paper, I tried to research and understand her life after moving to the nation's capital.

【はじめに】

1925年、金子文子¹は「人間の絶対平等」を信じ、日本の天皇制のからくりを暴露し、その虚偽性を明らかにするために直接行動を志向した²。金子文子をこのような行動に駆り立てたものは何だったのか——。文子は父親が彼女を戸籍に入れなかったため尋常小学校入学が叶わなかった。「無籍」であることは「日本国民」として認められていないことを意味し、辛酸を舐めた体験。そして、植民地となった朝鮮で生活したことによって帝国主義下の日本の傲慢さと差別構造を知ったこと、つまり、当時の日本の「外地」から「内地」をみつめ、朝鮮を併合しながら同時に差別する当時の「日本」という国の本質を知らされた体験などが挙げられよう。しかし、文子は、苦しめられるだけ苦しめられたおかげで「私は私自身を見出した」³と語り、朝鮮から帰国後、自立を目指して上京する。そして、苦学生生活を送る。だ

が、その生活に疲れ、資本主義社会の矛盾を実感する。このような文子にとって、宗教や社会主義思想は救いにはならなかった。この体験も文子を虚無主義、そして、直接行動主義に駆り立てた大きな原因になったと思われる。

これまで金子文子研究は裁判記録や訊問調書が重要な資料として扱われ、自叙伝『何が私をかうさせたか』（1931年、春秋社）は、彼女の思想形成過程を知るための補助的な読み物として扱われてきたように思う。しかし、表現の細部にこだわり、作品として読むことで、裁判記録や訊問調書にはない金子文子の内面の揺れが浮かび上がってくる。本論では、金子文子の思想形成過程を理解するために、自叙伝『何が私をこうさせたか』⁴に描かれた上京後の生活、特に、苦学生としての生活と宗教への失望の部分について、背景のコンテキストを明らかにすると共に、文子の内面を検証する。

* 1 日本大学国際教養学科 教授 Professor, Department of Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University

【Ⅰ】上京一虚栄心との訣別

『何が私をこうさせたか』によれば、朝鮮から帰国後、父親の家の床の間の障子の近くに置かれた一つの机の上には、原稿用紙や封筒の他に、「夜店にさらされているような旧式な英和辞書がきちんと積み重ねられ」ていて、文子は「父はこうした外見で、その下劣な人格や空っぽな頭やを糊塗しようとしているのであった」⁵と思わずにはいられなかった。このような嘘ばかりで塗り固めた生活、見栄ばかり張りたがる生活を送る父に文子は嫌気がさす。また、母から父を奪った叔母に対して文子は憎悪ではなく愛情を感じていたが、その叔母さえもが偽物の金の指輪をして満足しているのを見て、「ああ、叔母もとうとう、父に感化されてしまったのだ。どうしてこの人達は、こんなさもない見栄坊なんだらう」と不快に感じる。そして、弟の賢が県立中学に入学した時、誂えた靴が8円だったのに12円とうそを言い、それが露見するとあくまでも言い逃れようとする父親の姿を見て口論となる。遂に文子が上京して苦学をしようと決意し、実行したのは1920年（大正8年）、17歳の春のことであった。

このように、父との対立が我慢できないものとなったことが文子を上京に駆り立てたわけだが、憎んでいたのは父親に根付く「虚栄心」であったことを見落としてはならない。この憎むべき「虚栄心」と訣別し、自己を確立することが文子の上京の隠された目的となったからである。

しかし、この「虚栄心」との訣別はそう容易なものではなかった。なぜならば、それは父親特有のものではなく、文子自身にも深く内在するものであったからだ。この点については本論【Ⅳ】において再度触れたい。

【Ⅱ】苦学生・文子の生活

文子が新たな人生の開拓場所として選んだ土地は「東京」だった。「学問で身を立てようとするものにとって、東京ほど魅力のある誘惑はない。」「東京こそはまことに、私の生活を打ち建てるべき未墾の大広野なのだ。」と書いている⁶。明治

の日本人が『学問のすゝめ』と『西国立志編』の影響を受け、勉強することで賢人となり、官に用いられ富貴となることを信じて上級学校進学を目指したことは周知の事実であろう。そして、竹内洋氏によれば⁷、「受験」という言葉が頻出するようになるのは明治30年代後半のことだという。また、「受験」という言葉の頻出と共に、働いて学資を得て学問する「苦学」や中学校講義録などの通信教育による「独学」が本格的に行われるようになったのも明治30年代だと考えられる。例えば、「日本力行会」という苦学生に職業を紹介し援助する組織が明治30年に設立されたが、明治末までの会員は推定15,000人である。明治33年には、苦学生のための雑誌『苦学界』や『成功』も刊行された。こうした状況を踏まえ、明治30年代にはこれまでとは異なる、人的ネットワークのない士族以外の貧しい階層に上京熱が広がったと竹内氏は指摘している。女子医専を目指して上京した文子もまさにこの人的ネットワークに頼らない「裸一貫型」（自立自活）苦学の実践者の一人だったと言えるだろう。文子が上京した前後にも、東京実業研究会の『東京苦学成功法』（大正3年、1915年）や深海豊二『立志成功苦学の裏面』（大正4年、1916年）、野木愛太郎編『苦学と就職思ひのまゝ』（大正5年、1917年）、大生川志郎『最新東京苦学案内』（大正9年、1921年）、出口競『東京の苦学生』（大正9年、1921年）などの苦学に関する書物が多く刊行されている。

このような苦学ブームに呼応して、苦学生の向学心を餌に次のような悪徳業者もはびこったという。

「青年立志社」などというそれらしい会社をつくり、苦学生募集を広告し、入会金や保証金を巻き上げる。不潔な狭い部屋に雑居させて寄宿料をとる。人夫などの過酷な労働に紹介してピンハネする。あるいは怪しげなモグリ学校をでっちあげて、月謝を巻き上げる。看板や広告には何何塾とか何何学者とかあり、教師は〇〇博士や学士と麗々しい。しかし広告に書いてある教師は、ほとんどあらわれない。授業をやるのはゴロツキ書生あがりという按配。⁸

『何が私をこうさせたか』によれば、上京直後、

大叔父⁹の住む下谷区三ノ輪の家に突然押しかけたにも関わらず、大叔父は文子を受け入れてくれた。しかし、彼は学問で身を立てようとする文子の計画に賛成するのではなく、「ミシンでも覚えて、堅気な商人にでも縁づいた方がどんなに合わせかかも知れない」と諭す。これに対し、あくまでも「独立して自分のことは自分でする」生活を目指す文子は「自分で苦学の途を探します」と宣言し、約一か月後、「苦学奮闘の士は来たれ……螢雪舎」のビラを見つけ、上野広小路に近い上野町の新聞取次ぎ業をしている「白旗新聞店」¹⁰で働くことを決めたのである。

実は、文子が身を寄せたこの白旗新聞店はまさにこの手の悪徳業者の一つであったといわざるを得ない。白旗新聞店には文子のような苦学生が8人おり、昼間通学する者は夕刊を、夜間通学する者は朝刊を売っていたとある。このような売り子の集めて来た小銭を両替店に持っていき、いくらかの歩合をもらってくるのを内職としていたのが新聞店のおかみさんだった。上野の三橋に立ち尽くし「夕刊、夕刊」と声を上げ新聞を売る若い女の苦学生に対し、多少の同情からか釣銭をとらない客もいて、それをそのまま文子は持ち帰っていたが、このおかみさんは売り上げが不足している時には文句を言うものの、多い時には知らん顔をして自分の金庫に入れ、着服したのである。それだけではない。新聞店の主人は、初め文子に対し好意的に新聞の売れ上げのよさそうな場所を提供してくれたのだったが、苦学生に対して「与うるよりは取る方が多すぎている」ことに文子は気付く¹¹。

店主・白旗の人格は文子の父の人格と似ていて、家庭も似ていた。おかみさんは先妻を追い出し白旗の妻の座を射止めたが、白旗は今も先妻の生活の世話をし、二人の妻を持っているようなものだった。それ以外にも船橋あたりにおなじみの女がいて通い続け、それが原因でおかみさんとの間に喧嘩が絶えず、時におかみさんはヒステリー状態になってしまう。一方、先妻は裏長屋の住居費は白旗に頼っているものの、生活費は白旗新聞店からの新聞を売って捻出している。おかみさんはこのような先妻を乞食扱いしていじめる、とい

う状況なのである。文子は次のように書いている¹²。

私はこの家に来てからも実に、私自身の家のありさまを、そっくりそのまま見せつけられているような気がして悲しかった。しかもこれは、金があつての上のことだからその金も苦学生が血の汗を流してためた零細な小銭をためた金なのだ—なおさら始末がわるかった。(傍線論者)

女性にふしだらな店主、文子の父を彷彿とさせる白旗が使うその金は、身を粉にして働いた文子ら苦学生によって得られたものだったのである。文子は、それを搾取され女性関係に使われてしまうことへの憤りを感じずにはいられなかった。そして、このままでは勉学を続けることが困難なことを鑑み白旗新聞店をやめようとする文子に対し、白旗は売り上げの悪い場所を指定し、一晩で50銭の借金を増やして三ノ輪の大叔父に返済を迫る。

このように吝嗇な白旗のやり方は白旗夫婦に共通しており、彼らの行動原理は「金銭」以外の何物でもない。そして、自分たちが汗水流して働くのではなく、苦学生たちが汗水流して得た労働収益を搾取しているのである。一見、苦学生を支援しているかのように見せながら、内実は苦学生を食べ物にする悪徳業者の一部だったと見て間違いないだろう。特に下線部に込められた怒りは、文子が刑務所で自ら縊死を遂げた後に遺された短歌をまとめて栗原一男によって刊行された『獄窓に想ふ』の次の歌¹³に結晶している。

人がまた等しき人の足になる日本の名物人力車かな

ブルヂュアの庭につつじの咲いて居りプロレタリアの血の色をして

こうした社会認識と怒りが彼女を虚無主義や直接行動主義に至らせる要因となったのだ。

さて、このような白旗新聞店に身を置きながら、文子は入学金などの金を前借して学校に通ったとある。店主は女学校に通うことを勧めたが、文子は英数漢を専門に学んで女学校卒業の検定を受け女子医専に進もうとして、英語は正則学校、数学は研数学館、漢文は二松学舎に通うことを決めた。しかし、時間の都合がつかず、二松学舎は

1日も通わず、研数学館では代数の初等科に、正則では午前部の1年に入ったとある¹⁴。この正則英語学校は1896年（明治29）年に、英語教育者であり、『熟語本位 英和中辞典』（岩波書店）の著者として有名な斎藤秀三郎が神田錦町に創立した学校で、1899年（明治32年）に生徒3,000人を超え、翌年には3階建て600坪の校舎が立てられたことがわかっている。研数学館は1897年（明治30年）に奥平浪太郎が開校した数学の私塾で、以後、理数系専門学校を経て大学受験の総合予備校として最近まで予備校として存在感を示していた（2000年閉校）。こうした受験のための学校が次々とでき、1907年（明治40年）には東京の神田は予備校の町と化したという¹⁵。文子はこのような神田に集う多くの苦学生の中の一人だった、ということになる。

『何が私をこうさせたか』に描かれた苦学生・文子の一日を追うと次のようである¹⁶。正則で正午まで学び、3時まで研数学館にいて、帰宅後、冷や飯をかき込んで4時には三橋付近に新聞の籠を下げて立つ。労働時間は夕方4時半から夜中の12時半ごろまでの8時間で、立ち通しである。帰宅後は文子の部屋で同じ苦学生たちが新聞の売り上げを確認するため、すぐには眠れない。その間、翌朝の米を研いだり、食器を洗って片付けたりしていたら、いつの間にかそれが文子の仕事となり、寝るのは1時か2時、風呂に入る間もない。そして、朝は7時に起きて、部屋を掃除し食事の支度をし、8時には家を出るが学校までは電車で30分はかかる。子供を幼稚園に送ることを命じられると1時間目には到底間に合わない。下手をすれば、2時間目も終わってしまう、という有様だ。何よりも、睡眠不足から折角授業を受けていても、眠ってしまうのである。

このように苛酷な文子の生活が特別なものだったのかといえば、決してそうではない。文子とほぼ同時期の大正7、8年くらいの新聞配達の苦学生生活は次のようだった¹⁷。

新聞配達は朝の四時から始まった。受け持ちは二〇〇件。六時ころに配達がおわる。その後、正午まで睡眠。午後は集金と勧誘。したがって、昼の学校に通うのは不可能。収入

は一ヵ月一円、配達人は通常販売店に住み込みだから住居費はいらない。しかし弁当代が七円。布団代や銭湯、散髪が二円から三円。あと暑いときに氷水やラムネ、たまには大福餅などを食べたりすれば、お金は残らない。

新聞配達の新聞配達の苦学生の生活は、夜と昼の通学の違いはあるものの、文子の書いた新聞店での苦学生生活とほぼ同じである。文子はまさに典型的苦学生だったといえるだろう。彼女はその後、露店商人となり、そして、行商をすることを選ぶのだが、結局、食に事欠く生活は変わらず、時間の融通は利くようになったものの月謝の工面がつかないことから学校は正則だけにしてしまう。そして、宿代に困った文子がついに、東京に出て来た唯一の目的である学校をもやめて女中奉公をすることになるのである。

苦学の道を全うできない文子は意志薄弱であったのだろうか。いやそうではないだろう。「苦学は体力と禁欲的精神さらに幸運が重ならないと成就しないまことにか細い道だった」¹⁸という指摘がある。というのも、先に取り挙げた日本力行会の会長は、苦学は百人に一人しか初志を貫徹しないといい、また、別の統計では苦学サバイバル率は4.6パーセントに過ぎないことが示されているからだ。多少の差異はあるものの、いかに苦学を貫徹するのが難しいことかがわかる。そして、苦学は様々な都市浮浪者や失意の帰郷者を生んでいく。文子も初志を貫徹することができなかった多くの苦学生と同じ運命を辿ったということになるだろう。この後、女中奉公先の浅草聖天町の仲木家¹⁹においても大旦那の女性関係や潔癖家の大奥さん、嫁姑問題、気障でできのあまり良くない息子たちなど、家の雰囲気は文子の肌合わなかっただけでなく、過度の労働と睡眠不足によって結局こども去る。この後、「主義者」のところに居候したあげく、また、大叔父のところに戻り家事手伝いをしながら通学をするようになるのだが、その頃を回想した『何が私をこうさせたか』の章には「街の放浪者」という題名が付いている。金子文子もまた「苦学」が生み出す都市浮浪者の一人でもあったといえよう。そして、これらの経験

が社会の不条理に眼を向けさせ、その「不平、不満、反抗の精神にみたされた一個の漫然たる反逆児」²⁰文子を生んだのである。

ここで「苦学」の表象としての「リーダー」という言葉についても触れておきたい。

当時の典型的な苦学生であった文子は、露天商として夜、『講談倶楽部』や子供雑誌、彩色刷りの浮世絵などを売る古本屋、そして、とうもろこし屋、古着屋、万年筆屋、植木屋、玩具屋などと並んで、粉石鹸を売る。その場面を次のように描いている²¹。

私の店には第一、品物を並べる台がなかった。地べたに新聞紙を四、五枚敷いたその上に商品が載せられているのであった。(中略)あまりに目立った貧弱さである。商品の後の方に、これもやはり新聞紙を敷いてその上に私は、膝にひろげたリーダーを置いたまましょんぼりと座って客を待っているのである。周りの露天商が憐れむほどの粗末な露店で、一晩の売り上げが50銭から70銭、そのうち3割は口銭として取られ、仕入れさえままならず、食べることに窮する生活が続く中、文子は膝の上に「リーダー」を広げて勉強しようとするのである。「リーダー」とは英語教科書のこと。多分、文子の場合には正則英語学校で用いていた教科書であろう。先に挙げた文子の『獄窓に想ふ』の「自序」に掲げられた短歌の中に「我が好きな歌人を若し探しなば夭くて逝きし石川啄木」²²の一首がある。その石川啄木の晩年の詩「飛行機」²³の中にもこの「リーダー」が登場している。

飛行機

一九一一・六・二七 TOKYO.

見よ、今日もかの蒼空に
飛行機の高く飛べるを。

給仕づとめの少年が
たまたまに非番の日曜日、
肺病やみの母親とたつた二人の家にて、
ひとりせせとレイダアの独学をする眼の疲れ

見よ、今日もかの蒼空に

飛行機の高く飛べるを。

給仕勤めの少年がたまたまに非番の日曜日に肺病やみの母親と共にいる家の中で手にしているのは「リーダー」である。実は、苦学ブームの背後には、もう一つ「独学」という世界があった²⁴。上京＝苦学ルートにのれない者、またはその予備軍が利用したのが中学講義録などの独学媒体だった。中学教育を独学する者のための通信教育である講義録は明治30年前後に登場し、以後多くの通信教育社が生まれた。例えば大日本国民中学会という団体は、入会金が30銭、一カ月の会費は45～50銭。講義録は毎月2回送られ、30ヵ月で中学の全科目を修了するという課程で、実数は不明であるものの、大正3年の会員数は20万人を超えると考えられている。諸事情により上級学校進学を閉ざされた高等小学校卒業生、また、僻地にあつて師に恵まれない者や、家事や仕事によって時間通りに中学校に通学することができない者のための通信教育が中学講義録なのであり、苦学と並んで独学も広く浸透していたのだ。啄木詩の中の少年は、その家庭環境から上級の学校に進学することもできず、通信教育で講義録を学んでいたという設定なのだろう。「レイダア」はまさに独学を象徴し、「飛行機」は、未来を信じて努力を続ける少年の遠い希望を象徴するものとしてある。少年に飛行機を高く見つめることを呼びかける啄木の詩は美しい。その中で独学の象徴としてあった「レイダア」は、金子文子にも苦学生の象徴として引き継がれている。文子が正則英語学校で知り合った労働運動によって失職した大野某も「私の真ん前の机に腰をかけ泣き声を出してレイダアを読んでいた。」²⁵と描かれている。彼は文子に社会主義の情報をもたらした存在でもある。彼の体験した東京市電従業員のストライキの意味については、金子文子の社会主義への傾倒と別離と共に別稿で論じることとする。

【Ⅲ】キリスト教への親近と幻滅

こうした苦学生・文子の周りに登場するのが仏教救世軍、キリスト教救世軍、そして社会主義者の一団だった。売れない新聞を抱え途方に暮れて

いる文子に声をかけたのは、若い車夫で自分と同じ研数学館の代数科に通う苦学生の伊藤であった。伊藤はこのような新聞売りの仕事を続けることの無益さを伝え、文子の相談にのる。伊藤はクリスチャンで救世軍の軍人であった。実は「第一回 証人訊問調書」²⁶によれば、彼の本名は齊藤音松であり、救世軍の軍人であったことは同じであるが、文子がかいていたように研数学館で一緒だったのではなく、人力車夫をしながら麻布の獣医学校に通い苦学していた学生であった。

自叙伝中の伊藤（齊藤音松）が所属した救世軍とは、周知のように、英国で始まったキリスト教（プロテスタント）の福音主義を代表する団体である。誰でも主イエスの十字架の償いを信じる信仰を持つことで救われ、キリストに似た愛の人となり豊かな人生を歩むことができるとする。そして、イエスを信じる人々と共に復活の恵みを受けることができると信じ、この福音を世界中の人々に伝えることを使命としている。特徴的なのは、教会が小隊、信徒を兵士、伝道者を士官、牧師にあたる人を小隊長、各国の責任者を司令官、最高指導者を大将と呼ぶなど、組織に軍隊の観念を取り入れていることである。現在でもキリストの愛と聖書の言葉を武器に、神の愛を実行するために伝導と福祉を行い、災害時には救援や支援活動も行っている。

白旗新聞店を出て、黒門町の救世軍の小隊を訪ねた様子を文子は次のように書いている²⁷。

程なく集会が開かれ、祈禱があったり、讚美歌が歌われたりしたようだった。私にはしかし、そんなことはすべて素通りした。（中略）

説教が終ると讚美歌がまた歌われた。そのリズムは大浪のうねりのように澎湃として捲き起って来るような力をもっていた。何かしら自分もその波の上に乗ってどこか広々としたところにつれて行かれるような気に私は襲われた。

自ら感激にせまって言葉もつまるような少佐の祈禱がそれにつづいた。悩める霊に代ってその救いを求める少佐の祈りは必ずきかれなければならぬような気もちを起こさせるの

に十分であった。（中略）

酔えるものの如く私は感激していた。いっさいの苦悩を忘れて、みんなと一緒に私も神を讚美していた。そうして私は、いつの間にかクリスチャンの仲間にはいつの間にかいたのであった。

救世軍ではごく初期より、歌は重要な要素と見られていた。「救世軍の音楽に発揮された創造的力こそ、救世軍史のもっとも特筆すべき項目である。」²⁸という。これを裏付けるように、文子の宗教体験は荘厳な讚美歌の響きに促された結果の感性的情緒的なものであったと言わざるを得ない。救世軍では、公開の集会での「証言」（あかし）によって主を悦び祝う。路傍、室内に拘わらず、回心者に「証言」させ、これにより証しする回心者の救いを受け、信仰を強めただけではなく、「証言」を聴いた無数の魂が神に導かれるのである。「証言」は救世軍において特質というべきものであろう。まさにこの「証言」の中で、じっとしていられなくなった文子は何かしら頼るべきものが手招きしているように思われ、「何だかわけのわからぬ力に引きつけられて」「小隊長の脚下の床に突伏してただわけもなく泣いた」²⁹ではなかったか。そして、文子は小隊長に問われるままに答え、人々はこの救われた一人の姉妹のために祈ったのであろう。

この場面は救世軍の「恵の座」を想起させる。「恵の座」とは、人が救いを求め跪いて祈る台座のことであるが、それは具体的な場所そのもののみを示すのではなく、信仰の土台となる場、つまり、神と人との間に契約が結ばれる場を指す。換言すれば、罪の重荷が取り除かれ、神と交わり心に真の満足が得られる場、悔い改めの場ということもできるだろう。救世軍では、悔い改めの座に跪き、人々の前でひれ伏すことで自尊心を棄てることができ、神と結ばれることが可能になるといふ³⁰。そして、悔い改めのために前に進み出るように押し出すのは「感動の高まり」だと考えられている。ウイリアム・バロウズの『恵の座』によれば、ローラ・ペトリ博士は救世軍についての心理学的研究の中で次のように書いている。「救世軍人は、まず、人の感情を捕らえる。それから感

情が意志を抑制する、意志が直接の行動に駆り立てる」³¹。次に示す信者の体験談³²は、この感情の高まりが顕著な例だ。

祈禱会が始まっていた。私は皆の嘆願と信仰の的になっていた。(中略)

士官が私に言った。「神様にチャンスを与えなさい。悪魔によく仕えてきたあなた、神様によく仕えるようにしてみなさい。」説得が続いた。皆の歌う歌は感動的だった。祈りは熱烈で、続いていった。心がくじけそうになる衝動と戦ううちに、私の内部に感情のうねりが起こり、私の身体が震え始めた。

今までのひどい人生を悔やみ、数々の機会を失ったこと、あらゆる悪事、無駄にしたチャンスなどを思い、それらが波のように私に押し寄せてきた。その緊張にもうこれ以上耐えられなくなった。そこにいる人たちを離れて出ていくか、悔い改めの座に出ていくかしなければならなかった。私は悔い改めの座にひざまずいた。

この体験と文子の体験とは極めて似ている。ただ、文子は讃美歌や少佐の祈りの特有な宗教的雰囲気感に感化され、懺悔し、祈ったのであり、「何だかわけのわからぬ力」³³に引き付けられたのである。問われるままにこれまでの辛苦に満ちた過去を語ることによって魂の浄化はなされたものの、それは神と一体化し「救われた」のではなかった。皆と共に神を讃美するために前提となる神との交わりはなかったと考えられる。というのも、この後の生活の中で、「祈り」を勧め、「奇跡」を信じることを勧める伊藤に対し、文子は思う。「私は、神に仕え、人に奉仕した。けれど私はその報いを得なかった」³⁴。「報い」とは、ここでは食べることや職業を意味するだろう。つまり、文子にとって現実を明らかに改善することなくして宗教は意味がないものであったのだ。文子の信仰の基盤が情緒的、雰囲気的なものであった以上、神の救いが不確かなものであったのは当然のことであろう。

基督教の教えるところは果たして正しいのであろうか。それはただ、人の心をごまかす麻醉剤にすぎないのではないだろうか。人間の

誠意や愛が他人に働きかけて、それが人の世界をもっと住みよいものにしない限り、そうした教えはついに何らかの欺瞞でなくて何であらう。

この部分は、明らかに宗教は人々を酔わせるアヘンであるとして退けたマルクスの『ヘーゲル法哲学批判序説』の一節を彷彿とさせる。齊藤の證人訊問調書には文子が聖書を破った、と聞いて、キリスト教信仰への勧誘をあきらめたことが記されている³⁵。

一時的にせよ、もう一つ文子を宗教に傾けさせたものがある。それは伊藤の存在そのものであった。祈りや奉仕は「伊藤がそうしろと言ったからで……」³⁶とあり、決して神の救いを体感したからではなく、伊藤の存在がそうさせたことを打ち明けているのである。文子は伊藤への信頼がますます深まり、金を工面したり、何かしら伊藤のために作ったりしたとある。伊藤は文子のことを「不良少女」だと思っていたが、「あなたは本当の愛の人だ」と認める。と同時に、文子を隣人として観ることが出来なくなり、信仰が揺らぎ苦しいと訴え、別れを告げた。文子は「何という臆病な愛の使徒だろう」と思い、別れを受け入れる³⁷。ここには伊藤を男性として見、恋愛の発展を期待していたにも関わらず、それが叶わなかった文子の失望が読み取れる。ただ、この別れについてはこの『何が私をこうさせたか』と訊問調書とでは、微妙なニュアンスの違いが存在している。今述べたように自叙伝では、文子と伊藤とは肉体的な関係はなく、文子の恋心は叶わず、それは宗教への失望に重なっていく。しかし、「第三回 被告人訊問調書」³⁸には、

或る時同人は私に「私は貴方に対して隣人の愛の域に止まっていることが出来ない。幾ら抑へても性愛に為ってしまふ。私の信仰がぐら附くのが恐ろしいから今日限り貴方と会はぬ」と申しました。同人に対して何等の感情を持つて居なかつた私は、夫れは御邪魔しましたと申して同人と別れましたがその後で私は愛を旗印として路傍に宣伝する「クリスチャン」が偽らざる愛の実行を阻まれるといふことは何という矛盾であろうか彼らは自分で

造り上げた神といふ名称の前に自ら縛られ臆病である信仰の奴隷である人間には外力に左右されない裸体で生きるところに人性としての善美があるに相違ない。その善美に背く愛を説くキリストに親む必要はないと思つて、所謂キリスト教を捨て、仕舞ひました。

とある。「何等の感情を持つていなかつた」と言うが、ここに至るまでの愛情の芽生えは捨象して表現していると思わざるを得ない。相手の齊藤音松の証人訊問調書では、文子に対して一時恋をしていたことを認めている。また、神田明神の境内で一度性交があったことも証言しているのである³⁹。文子は自叙伝の執筆によって我が来し方をまなざした時、一度は芽生えた恋愛感情とその挫折を追体験し、それが宗教への幻滅と重なり、文子の思想形成の一要素になったことを認めたのにちがいない。しかし、訊問では、こうした恋愛感情を否定し、彼女の思想そのものを表現していると考えられる。このように微妙なニュアンスの違いはあるものの、いずれにしても、文子の信仰生活はここで終わりを告げる。

【IV】 苦学と文子—「虚栄心」の時代

以上、文子の東京時代の苦学の実態を検証してきたが、次に、苦学生として生きる文子の意識を問題としたい。まず、注目したいのは、学校を選んだ時の述懐である。文子はほとんど女の生徒のいない正則英語学校と研数学館を選んだ。その理由は女の仲間に入り衣類の競争などに巻き込まれる煩わしさから逃れるため、そして、女ばかりの学校は程度が低く、生徒も教師も学問には熱心でないから進歩が遅いからだとした。同時に次のようにも書いている⁴⁰。

男の学校にはいって男と机を並べて勉強するということは、一方で普通の女より一段と高い才能を持っているような気にもなり、他方では、男と競争しても負けはしないぞといったような男子に対する一種の復讐的な気持ちも加わっていて、自分にもはっきり意識しない虚栄心もそれに手伝っていたのである。

ここから読み取れるのは、文子の中の潜在的な男

尊女卑の意識である。文子は、女性は見ただけを気にする皮相的で軽薄な存在であり、そんな女たちと自分を一緒にされたくない、女性より秀でた男性と対等に学ぶことで自分を認めることが出来ると考えている。ここに透かし見えるのは、文子の中に潜む男性が上位で女性が下位、という意識そのものであろう。また、男に負けまいとする気持ちを「一種の復讐的な気持ち」と言い換え、叔父でありながら文子の「処女性を破った」叔父の元英⁴¹をはじめ、これまで文子を抑圧してきた世の中の男たちへの報復の意味を重ねているが、そこにも文子は自らの「虚栄心」を重ねているのである。この「虚栄心」は伊藤との出会いの場でも発動している。苦学生らしき風貌の伊藤を見て、文子は「自分も苦学をしているのだという一種のヴァニティーも手伝って私は急に元気づいた。」⁴²とある。つまり、苦学していることが自らを強く大きく見せることに通じているのであり、それは純粋な学問の在り様から外れていると言わねばならない。

実は、先に触れた文子の苦学生生活の中で、露天商をしても売れ行きが思わしくなく文子は行商を試みるが、見も知らぬ他人の家になかなか入っていけない。その際にも「これはまだ虚栄心を取り去り得ないからだ」と考える場面がある⁴³。「自分」を「自分」以上に見せようとする心の在り様が問題とされている。この「虚栄心」は仲木砂糖店で女中奉公していた時にも文子の中で発動していたことが書かれていた。過度の労働と睡眠不足の中で、主家に気に入られたいばかりに同僚のおきよさんを出し抜いて早起きをして食事の準備をしたり、仲木砂糖店の息子である仲ちゃんの自尊心を傷つけてまで自分の優越を誇ろうとしたことを懺悔しているのだ。つまり、そこに自分をよく見せようとする見栄を張る「虚栄心」が存在していたことを認めているのである⁴⁴。しかし、もし絶対的な自我を確立すれば他者を意識して自己を大きく見せる必要はない。そして、この「虚栄心」は、本論【I】で触れたように、否定すべき文子の父を象徴するものだった。軽蔑していたその「虚栄心」が文子の中にも巣くっていたことになる。苦学時代の文子は存在の基準が自己にはな

くまだ他者や社会に在り、それは乗り越えなければならぬ自分自身の姿でもあった。

こうした文子の「虚栄心」との戦いは『獄窓に想ふ』の次の歌⁴⁵にも表されている。

ヴワニティよ我から去れと求むるは只我ある
がままの真実

文子はこの後、「私は私自身を真の満足と自由とを得なければならない」「私は私自身でなければならぬ。」⁴⁶と一歩突き抜けた心境を語る。だが、まだそこに至るまでには、資本主義社会の不条理を解消するものとして期待したにも関わらず幻滅を感じ訣別した社会主義、そして、新山初代、朴烈とを通して至りついた虚無主義との出会いを経なければならない。それらについての検証は別稿に譲りたい。

【註】

1 金子文子の略歴は以下である。1903年、横浜市生まれ。父・佐伯文一は文子を戸籍に入れず、以後、文子は無籍者の悲哀を味わうこととなる。後、父母は別離し、母・金子きくのは文子を置いて他家へ嫁ぐことを繰り返した。1912年、親類に引き取られ、朝鮮忠清北道清州郡芙蓉面美江里に移り、芙蓉公立高等小学校卒業。1919年、朝鮮にて三・一運動が起こり、他人のことは思えないほど感動する。同年、山梨の母の実家へ戻る。1920年、上京し、新聞売り、露天商、女中などしながら苦学する。1921年には、社会主義者・堀清俊方に住み込め、後、「社会主義おでん」屋に勤める。1922年、朴烈と知り合い同棲。黒涛会機関紙『黒涛』創刊。また、朴・金子で「不逞鮮人」をもじった『太い鮮人』創刊。朴烈は爆弾入手のため金重漢に上海への連絡を依頼した。1923年、関東大震災が起き、朴・金子は保護拘束される。同時に不逞社員16名が治安警察法違反容疑で起訴される。1924年、予審。爆発物取締規則違反容

疑で追起訴され、1925年、刑法第73条にあたるとして大審院管轄事件となるも金子文子は転向を拒否、自叙伝の執筆を開始する。1926年、大審院公判。朴と金子は獄中にて婚姻する。大審院は朴・金子に死刑判決。約一ヵ月後、恩赦により無期懲役となるも金子文子は獄中で縊死。享年23歳。遺骨は朝鮮聞慶面八霊一里に埋葬される。現在、聞慶に「朴烈義士・夫人金子文子女史記念館」が建設され、文子の墓は敷地内に移されている。

2 「第一二回 訊問調書」(大正13年5月14日、市谷刑務所)には次のようにある。「すべての人間は完全に平等であり、したがってすべての人間は人間であるという、ただ一つの資格によって人間としての生活の権利を完全に、かつ平等に享受すべきは必ずのものであると信じております。(中略) 神聖不可侵の権威として彼らに印象されているところの天皇、皇太子なる者が、実は空虚なる一塊の肉の塊であり、木偶に過ぎない(中略) 少数特権階級者が私腹を肥やす目的の下に財源たる一般民衆を欺瞞するために操っている一個の操人形であり愚な傀儡に過ぎないこと(中略) 神国と迄見做されている日本の国家が実は少数特権階級者の私利を貪るために仮設した内容の空虚な機関に過ぎないこと(中略) 己を犠牲にして国家のために尽すという(中略) かの忠君愛国なる思想は、実は彼らが私利を貪るための方便として美しい形容詞をもって包んだところの己の利益のために他人の生命を犠牲にする一つの残忍なる欲望に過ぎないこと。(中略) 他愛的な道徳、(中略) 権力への隷属道徳等の観念が、実は純然たる仮定の上に現れた一つの錯覚であり、うつろなる幻影に過ぎないことを、人間に知らしめ、それによって人間は完全に自己のために行動すべきもの、宇宙の創造主はすなわち自己自身であること(中略)を民衆に自覚せしむるために私は坊っちゃん(論者註:皇太子)を狙っていたのであります。」

3 『何が私をこうさせたか』(『増補新版 金子文子 わたしはわたし自身を生きる』、鈴木

- 裕子編，2013年3月，梨の木舎） p.198
- 4 『何が私をこうさせたか』（『増補新版 金子文子 わたしはわたし自身を生きる』，鈴木裕子編，2013年3月，梨の木舎）をテキストとして用いた。
- 5 註4のp.164
- 6 註4のpp.197～198
- 7 『立志・苦学・出世 受験生の社会史』竹内洋，（2015年9月，講談社） p.88, p.128
- 8 註7のp.132
- 9 「第二回 証人訊問調書」（大正14年8月29日，市谷刑務所）（『朴烈・金子文子裁判記録』，1977年9月，黒色戦線社） p.241によれば「窪田亀太郎」。
- 10 註4のp.199, p.200, pp.203～204
「第二回 被告人訊問調書（大正13年1月17日，東京地方裁判所）」（『朴烈・金子文子裁判記録』，1977年9月，黒色戦線社） p.13によれば，降旗新聞売捌店。
- 11 註4のp.217
- 12 註4のp.219
- 13 註4『獄窓に想ふ』のp.363
- 14 註4のp.206
- 15 註7のp.27
- 16 註7のp.219
- 17 註7のpp.132～133
- 18 註7のp.135
- 19 「第二回 被告人訊問調書」（大正13年1月17日，東京地方裁判所）（『朴烈・金子文子裁判記録』，1977年9月，黒色戦線社） p.13によれば，砂糖屋鈴木錠三郎方。
- 20 註4のp.250
- 21 註4のp.226
- 22 註4『獄窓に想ふ』のp.359
- 23 石川啄木の詩ノート「呼子と口笛」の最後に置かれた詩。引用は『日本近代文学大系 石川啄木集』（今井泰子注釈，1969年12月，角川書店）， p.417
- 24 註7のpp.139～140
- 25 註4のp.249
- 26 「第二回 証人訊問調書」（大正14年8月29日，市谷刑務所）朴烈・金子文子裁判記録』，1977年9月，黒色戦線社） p.244
- 27 註4のpp.224～225
- 28 『マーチング・オン！ 救世軍その起源と発展』マルコム・ベール（2009年12月，救世軍出版供給部）， p.82
- 29 註27と同じ
- 30 『恵の座』ウイリアム・バローズ（2005年7月，救世軍出版供給部） pp.22～23
- 31 註30のp.39
- 32 註30のpp.38～39
- 33 註4のp.224
- 34 註4のp.235
- 35 註26のp.245
- 36 註4のp.235
- 37 註4のpp.243～245
- 38 「第三回 被告人訊問調書」（大正13年1月21日，東京地方裁判所）（『朴烈・金子文子裁判記録』，1977年9月，黒色戦線社） p.16
- 39 註34と同じ
- 40 註4のpp.206～207
- 41 慧林寺の住職。金子文子の父は経済の安定を考え元栄に文子と結婚することを勧め，文子も元栄に惹かれており，元栄は処女の女性に固執するところから話がまとまったが，文子の素行を問題にした元栄が一方的にこの縁談を破棄し，文子が捨てられたことを指す。
- 42 註4のp.215
- 43 註4のp.230
- 44 註4のp.246
- 45 註4『獄窓に想ふ』のp.375
- 46 註4のp.274

【主要参考文献】

- ・『何が私をこうさせたか』（『増補新版 金子文子 わたしはわたし自身を生きる』鈴木裕子編，2013年3月，梨の木舎）
- ・『朴烈・金子文子裁判記録』（1977年9月，黒色戦線社）
- ・『金子文子 自己・天皇制国家・朝鮮人』山田

昭次（2004年5月，影書房）

- ・「連載 大逆事件の救援史」亀田博（『救援』
2016年7月10日～2017年7月10日）
- ・『立志・苦学・出世 受験生の社会史』竹内洋
（2015年9月，講談社）
- ・『聖徒募集中!』チック・ユイル（2005年8
月，救世軍出版供給部）
- ・『恵の座』ウイリアム・バローズ（2005年7
月，救世軍出版供給部）
- ・『そして，神は性を創造された』チック・ユイ
ル（2006年3月，救世軍出版供給部）
- ・『マーチング・オン！ 救世軍その起源と発展』
マルコム・ベール（2009年12月，救世軍出版
供給部）
- ・『神の国を目指して』（2000年12月，救世軍出
版供給部）
- ・『日本近代文学大系 石川啄木集』今井泰子注
釈（1969年12月，角川書店）
- ・「1920（大正9）年から1930（昭和5）年の大
衆社会状況—昭和初期の都市大衆と農村民衆の
生活水準について—」小山昌弘（『東京外国語
大学 留学生日本語教育センター論集』34，
2008年，p.105～121）

電撃戦理論の成立

— 軍事理論と政軍関係からの考察 —

吉本 隆 昭 *¹

Establishment of Blitzkrieg Theory

— From the Viewpoint of Military Theory and Civil-Military Relations —

Takaaki YOSHIMOTO *¹

Abstract

After being defeated in World War I, Germany developed Blitzkrieg, one of the most successful military operational theories, in order to be ready and victorious in the upcoming war with the allied forces. The theory basically comprehends the idea of fast maneuver of armored troops, consisted of tank troops as the core, mechanized infantry troops, self-propelled artillery, and other supporting troops. As a matter of fact, by such theory, Germany defeated France within a month.

This piece of thesis explains how the theory had been established and makes the theory clear, not only from the military perspective, but also from the viewpoint of civil-military relations between Nazi leadership and German military.

はじめに

電光石火の早さと打撃力で敵を撃破して、戦争を短期間で勝利に導く「電撃戦」という言葉は、今日でも耳にするが、そもそも「電撃戦 (Blitzkrieg)」は、何時、何処で、どのように誕生したのであろうか。すでに第二次大戦以前にドイツで軍事用語として使われていたが、この言葉が全世界に知れ渡ったのは、1940年5月にドイツが電撃戦でフランスを短期間に破ったことに因る。

電撃戦は、4年に亘る長期持久戦となった第一次大戦に敗北したドイツが、次の戦争では短期決戦で勝利するために、世界に先駆けて採用して実

行した作戦構想（作戦戦略）である。その構想は、第一次大戦で初めて出現した戦車等の新兵器を中核に据え、空軍による対地支援、空挺作戦、装甲部隊による機動戦を組み合わせた迅速、かつ強力な打撃力を有する今までに無い全く新しいものであった。ドイツはこの構想の下で、第二次大戦前半の諸作戦で勝利し、電撃戦は、第二次大戦を特徴付ける作戦構想となった。

本論文は、「電撃戦 (Blitzkrieg)」とは如何なる構想かを明らかにして、この構想の誕生の経緯を遡り、第二次大戦前半に実施された諸作戦：対ポーランド戦（1939年）、対フランス戦（西方作戦：1940年）、対ソ戦（バルバロッサ作戦：1941年）を検証して、この構想が出現した背景と成立

* 1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 教授 Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University

過程を軍事的観点のみならず、ドイツ第三帝国の政軍関係の中で探るものである。

1 電撃戦とは何か

第一次大戦で、ドイツの対仏機動戦は失敗し戦線は膠着して長期の陣地戦になり、遂には4年間に及ぶ国家総力戦に陥って敗れた。そこでドイツ軍部は、次の戦争で勝利を得るのは高速機動戦による短期決戦であると確信し、その結果誕生したのが「電撃戦」構想であった。

「電撃戦」とは、戦車を戦力の中核に据えて、機械化歩兵、自走化砲兵、その他の支援部隊で構成される機動部隊《装甲部隊》による敵陣深く高速で行う突進と空軍（特に急降下爆撃機）による対地支援（機動部隊の前進を妨害する敵の反撃、防御施設、砲兵部隊等の破碎）を組み合わせた作戦構想であり、それによって、従来では考えられない高速機動戦が可能になった⁽¹⁾。

装甲部隊による機動戦構想は、第一次大戦末期にドイツ陸軍が採用した「突撃隊戦術 (Sturmabteilungstaktik)」に由来し、戦後英国のリデル・ハートやフラーによって理論的に深められ、やがて、それはドイツ軍部の注目する所となった。

さらに地上での装甲機動戦を空から支援する構想は、エルンスト・ウーデットを中心とするドイツ空軍によって、急降下爆撃機 (Stuka) の威力と対地支援の有効性が示され、さらに1936 - 39年のスペイン内戦における実戦試験によってその有効性が実証された。こうして装甲部隊の突進と空軍の対地支援を組み合わせた「電撃戦」構想が誕生した⁽²⁾。

電撃戦の一般的な実施要領は次の通りである。まず空軍により敵の前線飛行場、指揮中枢等の重要施設に対して先制奇襲攻撃を行なう。この攻撃により敵空軍は地上で撃破され、制空権は我に帰し、それ以降我が空軍は地上部隊の支援に専念できるようになる。これが「航空撃滅戦」である。これとほぼ同時期に、地上部隊の予定進撃路上の重要橋梁、前進を妨害する要塞等の障害を空挺部隊が落下傘降下あるいはグライダーにより奇襲攻

撃して奪取し、地上部隊の迅速な前進を可能にする。これが「空挺作戦」である⁽³⁾。次に、敵主力の防御陣地に対して砲兵の攻撃準備射撃を行い、歩兵部隊が敵主力陣地に対して攻撃を開始して敵主力を陣地に拘束する。その間、敵の配備の弱点に対して急降下爆撃と砲兵火力を集中して、装甲部隊の前進のための開口部、即ち突破口を形成し、そこを突破した装甲部隊は敵後方の重要地域に突進する。その際、作戦重点 (Schwerpunkt) を形成するために装甲部隊を集中使用する。装甲部隊に後続する歩兵部隊は、突破口を拡大し、敵主力陣地を側面より攻撃する。装甲部隊は、敵の抵抗を排除しつつ、敵の弱点を追求して空挺部隊の確保した前進路を前進するが、すでに敵によって橋を破壊された箇所では、随伴した戦闘工兵の支援によって渡河する。敵の抵抗があれば渡河攻撃を敢行して前進を継続する。敵の反撃に遭遇した場合は自隊で対処するが、その能力を超える場合は、空軍に対地攻撃を要請して敵の反撃を破碎する。敵陣の深部へ進撃した装甲部隊は、敵後方の指揮、兵站中枢に突入して破壊する。敵の指揮・通信組織は分断され兵站機能も麻痺して、敵は戦闘能力を喪失する。その後、地域の確保は後続の歩兵部隊に任せて装甲部隊はさら後方の目標に向かって前進を継続する⁽⁴⁾。

電撃戦が成功する条件は、迅速な攻撃速度の維持にあり、装甲部隊指揮官は、部隊の先頭で柔軟かつ積極的に指揮を行い、不測の事態に迅速に対処しなければならない。それを可能にするには、部隊の指揮権を分権して各級指揮官により大きな自由裁量の余地を与えなければならない。そこでドイツでは、「委任戦術 (Auftragstaktik)」と呼ばれた指揮方式が採用され、部隊指揮官に大きな権限が与えられていた。また空軍部隊と連絡するために、空軍連絡将校が無線機を搭載した装甲車に搭乗して地上部隊に同行して急降下爆撃機に目標を指示した。この対地支援の指揮連絡方式は、今日でも世界中の軍隊で採用されている先進的システムであった⁽⁵⁾。

2 電撃戦の起源と確立

(1) 国民のモータリゼーション

ドイツ第三帝国の指導者になるアドルフ・ヒトラーは、既に1920年代に次の戦争の死命を制するのは、軍のモータリゼーションであると考え、彼の著書『わが闘争 (Mein Kampf)』の第2部で、この分野でのドイツの立ち遅れを指摘していた⁽⁶⁾。しかしながら、ヒトラーが指摘した軍のモータリゼーションは、軍の動員及び戦略展開時の自動車輸送と軍の兵站輸送部門の自動車化を指したものであった。

ヒトラーのモータリゼーションは、政権獲得後、まず国家全体の、すなわち一般国民のモータリゼーションをもって開始された。元々自動車に大いに関心のあったヒトラーは、政権獲得直後の1933年2月、ベルリンのモーターショーの開会式で、自動車は一部の特権階級の物ではなく広く一般国民のものであると述べ、国民の為の自動車の開発と自動車専用道路（アウトバーン）の建設を明らかにした⁽⁷⁾。

ヒトラーは、1933年末国民の為の自動車の開発者として、メルセデス・ベンツの開発者として有名なフェルジナント・ポルシェ博士を選び、国民車（フォルクスワーゲン）という名の国民大衆車を開発して廉価でドイツ国民に供給すると約束した。ヒトラーはさらにポルシェ博士に国民車開発の5条件として、4-5人乗り、最高時速100km/h、空冷エンジン、燃費11.7km/l、価格1,000マルク以下を示した。ヒトラーは、国民車開発をドイツ労働戦線（DAF）に支援させることにし、1937年5月に国民車準備会社を設立させ、翌1938年5月には、生産工場を建設した。同年8月にDAFは、国民が毎週5マルクを積み立てて4年後に国民車を受け取ることができる予約積み立て制度を創設した。その結果33万6千人の労働者が合計2億6千万マルクを積み立てたが、第二次大戦の勃発によって国民車計画は中止となった。しかしながら、フォルクスワーゲンの生産施設では、フォルクスワーゲンをベースにした軍用車VW82（キューベルワーゲン）が約7万台生産され、ドイツ軍のジープとして全戦線

で活躍した⁽⁸⁾。

アウトバーンは、1920年代から建設計画が進められていたが、ナチスの政権成立によって国家規模での本格的なアウトバーン建設が計画された。ヒトラーは1933年6月27日、ユリウス・ドルプミュラーを長とする帝国自動車庁を創設して、アウトバーン建設計画の立案を命じ、6月30日には土木技師のフリッツ・トート博士を道路総監に任命して、アウトバーン建設機関を組織させた。アウトバーンは、全幅24m、4車線、路面のコンクリート厚20cm、最高速度は無制限の本格的で近代的な自動車専用道路であった。計画では、6路線、全長6,900kmであったが、この内3,000kmが1938年末までに完成した。戦争の開始により計画途中で中止となり、国民のモータリゼーションには活用されなかったが、完成したアウトバーンは、ドイツの戦争遂行のための戦略道路として活用された⁽⁹⁾。

さらにヒトラーは、モータリゼーション実現のために操縦者の養成にも着目し、1931年4月20日にナチ突撃隊（SA）内にアドルフ・ヒューンラインを長とする国家社会主義自動車団（NSKK）を創設した。NSKKは、自動車操縦技術の普及と予備ドライバーの確保の為に急速に発展し、設立当初約1万名であったメンバーは、最終的には50万名に達し、軍にドライバーを供給した⁽¹⁰⁾。

(2) 軍の自動車化

第一次大戦後のドイツ国防軍指導部では、先の大战でドイツ陸軍が運動戦を企図しながら、戦線が膠着し長期損耗戦の末、力尽きて敗北した教訓から、軍の自動車化に注目して研究を進めていた。

当初の関心は、戦線後方での兵站輸送に自動車を使用するという点にあった。その実例は第一次大戦中に多く存在したが、それらは固定した戦線後方における自動車による兵站輸送に止まり、ドイツが次の戦争で企図する機動部隊による流動的な運動戦における自動車兵站輸送の実例ではなかった。そこで敗戦後のドイツで陸軍参謀本部の役割を果たしていた国防省軍務局と交通兵監部が兵棋演習と実員演習を重ねて、その有効性と問題

点を研究した。その結果、固定した戦線後方での大規模な自動車輸送は可能で有効であるが、運動戦に際しては不可能であるとの結論に達した。その理由は、固定した戦線では第一線に展開した師団の車両、馬匹も後方の兵站輸送に利用でき、砲兵部隊でも自隊の機動に車両、馬匹を使用する必要がないので後方からの弾薬輸送に利用できる。第一次大戦ではヴェルダンの戦いでフランス軍がそれを証明した。しかし、運動戦では自隊の機動に大量の車両を必要とし、その部隊に対する推進補給にも大量の車両を必要とした。さらに後方においても兵站輸送のために大量の自動車を必要とした。それを実行することは、当時の軍と民間の自動車保有数から判断して不可能であったのである⁽¹¹⁾。

そこで考えられたのが戦闘部隊自身の自動車化であった。それによって戦闘部隊の機動力が大幅に向上するのみならず、戦闘部隊は自隊が保有する自動車で移動するので補給活動を圧迫せず、独立した自動車部隊を後方の兵站輸送に使用できる⁽¹²⁾。

戦闘部隊の自動車化は、装輪輸送車両の機動力に限界があり、やがて次の段階の戦闘部隊の戦車や装軌装甲輸送車両による装甲化を考えることになる。しかし、当時のドイツはベルサイユ条約によって戦車の保有が禁止されていたために、戦車の運用研究は当時欧州各国で行われていた成果を活用した。特にイギリス軍の研究と運用教範を活用し、ドイツでは模擬戦車、あるいは装輪装甲車を使った実員演習によって研究した。その際中心的役割を担ったのが、ドイツ装甲部隊の父となるハインツ・グデーリアン少佐であり、戦車の運用研究は1928年頃には、分隊から、小隊、中隊、大隊規模へと進んでいた。さらにスウェーデン軍の協力の下で戦車の技術的研究と運用研究が行われた。1929年には装甲車両の運用理論は、歩兵の火力支援のために戦車を運用するのではなく、戦車を戦力の中核にして、歩兵がそれを支援し、砲兵にも戦車と同等の機動力を持たせた諸兵種連合部隊から編成される装甲師団を創設する構想に到達していた⁽¹³⁾。

この理論の形成に大きな影響を与えたのは、イ

ギリスのバジル・リデル・ハートの機械化論とJ.F.C.フラーの装甲機械化部隊による機動戦理論であった⁽¹⁴⁾。

リデル・ハートは、イギリスの今世紀を代表する軍事理論家の一人であり、1927年に発表した『近代軍の再建』で、第一次大戦における陣地戦による西部戦線の膠着とその結果生じた大量の損害を教訓として、「将来の戦いは、戦車を大量に集中使用する機動戦を基本とし、攻勢作戦によって戦争の勝敗を一気に決すべきである。その為の攻撃目標は、敵野戦軍主力ではなく後方の指揮通信中枢であり、この攻撃により敵の継戦意志は粉碎され、最少の兵力、損害で戦争目的を達成できる」と主張した。また航空機の有用性にも注目した。この新しい考えは、伝統重視のイギリス軍には受け入れられなかったが、ドイツ軍部に大きな影響を与えた⁽¹⁵⁾。

J.F.C.フラーは、サンドハースト陸軍士官学校出身の英陸軍軍人で、第一次大戦で新しく編成された戦車集団を指揮して成功を収め、戦後、少将で退役して軍事問題の研究と著作に専念していた。

フラーは、自身の戦車部隊運用の経験を基に戦車の有効性を主張し、やがて戦車が軍の中心的兵器となると主張した。何故ならば、戦車の性能が向上することにより、将来戦車の戦場におけるダイナミズムは革新的に増大し、歩兵、砲兵は補助兵種として戦車を支援するようになるかと予測したからである。さらに、戦車によって戦場での運動力は画期的に向上し、ヨーロッパ全地域の75%を作戦可能な地域に変え、従来の道路、鉄道、動物の力に頼った戦争形態を一変させると考えた。その結果招来する近代的機械化部隊と従来の道路、鉄道に依存する部隊との戦闘は、近代的鋼鉄艦と帆船との戦闘に匹敵し、その結果は明白であると主張した。それ故に、次の大戦では塹壕戦ではなく、機動戦による奇襲電撃戦こそが基本的軍事戦略になると考えた。この理論は、1927年夏にイギリス陸軍が行った演習において、自動車化部隊が徒歩歩兵部隊を完全に圧倒したことによって有効性が証明されていた。フラーは、1936年外国人として唯一人ヒトラーに招かれてドイツの装甲部隊演習を参観しヒトラーと意見を交換して

いる。彼の理論は、ドイツ軍の電撃戦理論の装甲部隊の編成と運用に大きな影響を与えた⁽¹⁶⁾。

(3) 装甲師団 (Panzerdivision) の編成

ドイツ国防軍は1929年夏の演習で、一方を装甲師団に想定した対抗演習を実施し、その成功で装甲部隊の有効性を証明したが、軍内保守派、特に騎兵の反発が強く、実際に模擬装甲部隊が演習に参加できたのは3年後の夏季演習であった。その演習の結果、装甲部隊の有効性は疑いの余地はなく、騎兵将校達も同意せざるを得なかった。このような時にヒトラー政権が成立したのである。国防軍では、親ヒトラー派のブロンベルク国防大臣とライヘナウ官房長が就任した。2人は軍の機械化に理解があったので、軍の装甲機動化に一層拍車が掛かった。

1934年2月に、軍の装甲化と電撃戦理論の誕生に決定的なことが起こった。それはヒトラーがクンメルスドルフにある国防軍兵器局兵器開発センターを視察したことである。グデーリアンには約30分間、装甲部隊の運用についてブリーフィングをする機会が与えられ、さらに戦車、対戦車、オートバイ各1個小隊による展示演習も行なわれた。それを見たヒトラーは、「これは使える。これこそ私が長い間望んでいたものだ」と何度も叫んだ⁽¹⁷⁾。ここに、ヒトラーが漠然と抱いていたモータリゼーションの考えと軍が進めていた戦闘部隊の装甲機動化の理論が完全に結び付いたのである。

(4) 装甲機動戦の準備

1934年6月、ナチ突撃隊の粛清(レーム事件)と期を一にして国防軍にルッツ將軍を司令官、グデーリアンを参謀長とする自動車化部隊司令部が創設されたことは、ナチ党内及び国防軍内にあった人民軍構想が敗北、消滅し、装甲機動戦理論が勝利したことを象徴していた。8月にはヒンデンブルク大統領が死去し、ヒトラーはドイツ国家の元首である総統となり、軍事全権を掌握した。翌1935年3月、ヒトラーはベルサイユ条約の破棄、義務兵役制の復活、平時36個師団の編成を骨子とした再軍備宣言を発した。そして、その年の英

霊記念日の観閲行進では、大隊規模の戦車部隊が初めて登場した。しかし、これは再軍備実施の前提条件ができただけで、装甲機動戦を行うための装甲師団ができたことを意味していた訳ではなかった。自動車化部隊司令部は、数個装甲師団から成る装甲軍団の編成を目指したが、そのためには軍首脳に装甲師団の有効性と運用の可能性を納得させる必要があった。その実証のために、1935年夏、各師団内の戦車部隊を集めて演習装甲師団が編成され、その部隊による実員演習が実施された。これによって装甲大部隊による機動戦遂行の可能性が実証されたが、この演習にヒトラーを招待するという自動車化部隊司令部の計画は、ヒトラーの軍事補佐官の妨害によって実現しなかった。軍内には、依然として歩兵を軍の主兵とし、戦車はあくまでもその支援兵器にすぎないと確信する第一次大戦型の戦術思想に凝り固まった保守勢力は健在であり、その中心人物は、参謀総長のベック大将であった。この演習を利用してヒトラーに直接働きかけて、装甲軍団を装甲軍に昇格させようという目論見は失敗した⁽¹⁸⁾。

しかしながら、3個装甲師団の編成は軍の既定方針であったために順調に進み、1935年10月にはヴァイマル、ヴェルツブルク、ベルリンに装甲師団が誕生した。しかし、翌1936年には、保守派が巻き返しを図り、シュツツガルトに旅団規模の4個軽師団を編成して第15軍団を新設し、歩兵部隊の支援部隊として戦車を運用しようとした。さらにこの他に4個歩兵師団が自動車化されて第14軍団が編成され、ドイツ国防軍には、3個装甲師団から成る第16軍団を含んで運用目的の異なる3種類の機動部隊が存在することになった。しかも、この年の秋季大演習では、装甲部隊は連隊規模での参加が許されただけで、装甲師団の実力を示す機会は与えられなかった。しかし、翌1937年の秋季大演習には、ヒトラーも臨席して、大規模な機動演習が実施され、第3装甲師団が丸々1個師団参加して、装甲師団の威力を存分に発揮した。ヒトラーは、改めて装甲部隊による機動戦の有効性を実感したと思われる。その結果は、翌1938年2月の国防軍首脳の粛清とグデーリアンの中将昇進と第16軍団長への任命に現れ

ている。

1938年2月、ナチ親衛隊の策謀によって、国防大臣ブロンベルク元帥と陸軍総司令官フリッチュ上級大将が失脚したことにより、ヒトラーが軍への直接の統帥権を掌握し、カイテルを国防軍最高司令部総長として、最高司令部を実質的な個人的幕僚部とした。ヒトラーが本来の装甲部隊であるグデーリアンの第16軍団を最も信頼し期待していたことは、3月のオーストリア進駐を第16軍団の指揮下に、第2装甲師団に行なわせたことから分かる。ウィーンへの約700kmの行軍は、戦車のエンジントラブル、足回りの故障、燃料補給に苦しめられながらも成功し、装甲部隊の行軍能力が実戦に耐えられることを証明した。ヒトラー自身もウィーンへの途上それを直接確かめた。それでもボック上級大将をはじめとする高級将校達は装甲部隊の行軍能力に疑問を呈したが、ヒトラーが装甲部隊の能力に満足したことは、同年10月のズデーテンラント進駐と翌年3月のチェコ進駐が、第16軍団の指揮下で第1装甲師団と第13及び20自動車化歩兵師団で行なわれたことから推測できる⁽¹⁹⁾。

3 電撃戦の実行

(1) 対ポーランド戦

最初の電撃戦は、1939年9月1日、ポーランドに対して開始された。払暁ドイツ空軍、及び陸軍部隊は、ポーランド領内に侵攻を開始した。まずドイツ空軍が、第1、第4航空艦隊、総数約1450機（戦闘機約550機、爆撃機約880機、他）で、ポーランド空軍を制圧し、次いで鉄道、道路、橋梁、港湾、指揮通信施設等を爆撃、破壊した。ドイツ陸軍は、北方、南方の2個軍集団、5個軍（北方：第3及び4軍、南方：第8、10、及び14軍）の総計約45個師団が独-ポ国境と東プロイセンから出撃し、開戦初日に早くもポーランド側国境の第一線を突破した。ポーランド軍の中には頑強に抵抗する部隊もあったが、ポーランド軍の戦術、兵器は余りにも旧式で、開戦後約一週間でドイツ軍は、国境のポーランド野戦軍を分断、包囲した。

さらに詳しく見れば、北方軍集団の第4軍は、装甲部隊であるグデーリアン大将の第19軍団を中心に東へ突進し、ポーランド回廊を遮断して東プロイセンに到達し、東プロイセンの第3軍は南進してポーランド軍をナレフ河に圧迫した。シュレジエンから出撃した南方軍集団左翼の第8軍は、第10軍の翼側を掩護してポーランドの工業地帯ルージュへ突進した。ヘップナー大将の第16軍団を含む中央の第10軍は快進撃を続け一気に首都ワルシャワを目指した。右翼の第14軍は、カルパチア山脈沿いに東進し、さらに東方のブレスト・リトフスクを目指した。

開戦約2週間後には、ドイツ軍はワルシャワ西側で南北から第10軍と第3軍、西から第8軍と第4軍によりポーランド軍を包囲し、東方のブレスト・リトフスクではグデーリアンの第19軍団と第14軍が提携して、後退中のポーランド軍を捕捉した。こうしてドイツの二重両翼包囲は完成した。ここに至って、独ソ不可侵条約の秘密協定により東ポーランド獲得が保証されていたソ連は、9月17日、東ポーランドへの侵攻を開始した。これによりポーランドの命脈は完全に尽きた⁽²⁰⁾。

しかし、ワルシャワと北西のモドリン要塞は抵抗を続けたので、ドイツ軍は砲爆撃を強化し、遂に9月27日ワルシャワが、29日にはモドリン要塞が陥落した。ワルシャワに来ていたヒトラーは、プラガからワルシャワ爆撃の様子を観戦し、10月5日ワルシャワで戦勝観閲式を行った。こうして、ポーランド戦は、ドイツの圧倒的な電撃戦の威力によって一ヶ月で完全なドイツの勝利に帰した。

この対ポーランド戦に参加したドイツ陸軍部隊約45個師団の内、装甲師団は5個、自動車化歩兵師団は4個で、装甲機動の兵力は充分とは言えなかったが、装甲機動戦の威力は遺憾なく発揮された。早くも開戦4日目にグデーリアンの第19軍団司令部を訪れたヒトラーは、ヴィッスラ河畔で撃破されたポーランド軍砲兵部隊を見て、「ドイツ空軍の急降下爆撃機がやったのか」と尋ねた。これに対してグデーリアンは、「我が装甲部隊の戦果です」と答えた。ヒトラーは、この装甲

部隊の威力が彼の予想をはるかに超えたものであったので、驚愕した⁽²¹⁾。

(2) 対フランス戦（西方作戦）

ヒトラーは1939年9月、西方への攻勢を決意し陸軍首脳に準備を命じた。10月19日陸軍総司令部は、ヒトラーの指令に基づき、第1次西方（黄色）作戦訓令を指揮下の軍集団に発令した。その作戦目的は、オランダ、ベルギー及び北フランスに攻勢を行い、敵野戦軍を撃破して同沿岸地域に対英作戦用の海空基地を占領し、併せてルール地方の前方地域を確保するにあった。そのため北からB、A、Cの3個軍集団を並列し、主攻勢はB軍集団の第2、6、4軍をもってブリュッセルから北フランス沿岸地域に指向することになっていた。

しかし、A軍集団参謀長エーリヒ・フォン・マンシュタイン中将は、作戦目的が敵軍の撃破、海空軍基地の確保、ルール地方の安全の確保の三つであること、中でも地域の占領と敵野戦軍の撃滅を同時に命じていることに危惧の念を抱いた。さらにこの計画が、ベルギーを突破してパリを突く第一次大戦時の「シュリーフェン計画」の焼き直しに過ぎず、戦略的に誤りであると判断した。そこで10月31日、陸軍総司令部に対して主攻勢をA軍正面に変更する意見具申を行った。

11月に入りヒトラーは装甲部隊の準備不十分、陸軍総司令部との意志の疎通不良を理由に6回にわたって作戦を延期し、12月には天候不良を理由に4回延期し、作戦開始予定は、翌1940年1月17日になった。この度重なる延期はヒトラーの気まぐれからではなく、陸軍総司令部の作戦構想に対する不満によるものであった。ヒトラーは陸軍総司令部及び参謀本部の旧来の作戦理論に固執する考えを受け入れなかった。

一方マンシュタインは、12月18日に私案として西方作戦構想とそれに基づく作戦計画案を陸軍総司令部に提出した。しかし権威主義の陸軍参謀本部は、一軍集団参謀長の私案を認めなかった。ところが翌1940年1月10日にメヘレン事件が発生した。ドイツ空軍第2航空艦隊参謀が、西方作戦計画に基づく第2航空艦隊運用計画書を連絡機

で携行中にベルギー領内のメヘレンに不時着し、文書の一部がベルギー軍憲兵に押収されたのである。ヒトラーは、この事件を利用して西方作戦の全ての準備行動の中止を命令し作戦開始を延期した⁽²²⁾。

マンシュタインが最後の意見具申をしたのは、この時であった。A軍集団司令官フォン・ルントシュテット上級大将もマンシュタインの構想に同意して、この構想をヒトラーに伝達するように陸軍参謀総長に要請した。こうして1月30日にマンシュタイン構想を一部採り入れた第3次西方作戦訓令が発令された。しかし、マンシュタインの行動は、陸軍参謀本部の輦轡を買う結果となり、2月9日、彼は自ら熱望していた第1線の装甲軍団ではなく第2線の新編成の第38軍団（歩兵）長に左遷された。しかし、それが思わぬ結果をもたらした。2月17日、マンシュタインは5人の新任軍団長の一人としてヒトラーに謁見する機会が与えられた。マンシュタインの友人の前任陸軍副官シュムント中佐を通じてマンシュタイン構想を承知していたヒトラーは、マンシュタインを別室に呼び、その構想を詳細に聴いた。マンシュタインは、西方作戦の目的はフランス軍主力の殲滅であること、その為には作戦重点をB軍集団ではなくA軍集団に移し、アルデンヌを一気に突破して英仏海峡に到達すること、アルデンヌ突破には第19軍団のみならず可能な限り多くの装甲部隊を投入することを具申した。翌日ヒトラーは直ちに西方作戦に関する新たな指令を発し、それに基づいて陸軍総司令部は、2月24日、作戦重点をA軍集団正面に置き英仏海峡に突進する内容の最終西方作戦訓令を隷下軍集団へ発令した。こうして西方（黄色）作戦計画が完成した⁽²³⁾。

5月9日、ヒトラーは黄色作戦発動を下令、翌5月10日払暁、前年11月以来実に総計29回も延期された対ベネルックス・フランス侵攻作戦：西方作戦が遂に発動された。この作戦は、対ポーランド戦より完全な電撃戦理論に近いものであった。

西方作戦構想の核心は、強力な装甲部隊をもって大規模な部隊の通過は困難と考えられていたアルデンヌ森林地帯（ベルギー南部及びルクセンブルク北部）を突破して、ナムール～セダン間で

ミューズ（マース）川を渡河し英仏海峡へ突進して連合軍主力の退路を遮断することにあつた。しかし、アルデンヌの通過を困難と判断していたのは、仏軍首脳だけでなくドイツ軍首脳も同様であつた。ここを突破できればフランス軍の配備の弱点を突き決定的勝利を得られることに着目したA軍集団参謀長マンシュタイン中将は、ドイツ装甲部隊の父グデーリアン大将から装甲部隊のアルデンヌ通過は可能との太鼓判を得てこの計画を実現させた。この突破を担ったのは、A軍集団クライスト装甲集団麾下のラインハルト大将の第41軍団（第6、8の2個装甲師団）とグデーリアン大将の第19軍団（第1、2、10の3個装甲師団と大ドイツ歩兵連隊）であつた。

5月10日払暁、ルクセンブルク国境を突破した第19軍団は、第一線に第2装甲師団、第1装甲師団、第10装甲師団の3個装甲師団を並列し、その後方に軍団砲兵、司令部、高射砲部隊を続行させてベルギー国境へ突進した。11日には予め空中機動させていた大ドイツ連隊1個大隊と提携し、ニューシャトーのベルギー、フランス軍を撃破しブイヨンに到達した。12日には工兵の支援の下にスモア川を渡河して、同日午後にはセダン前面に達した。クライスト装甲集団司令官から「13日16時を期してマース川を渡河せよ」との命令を受領したグデーリアンは空軍の爆撃と砲兵の激烈な支援射撃により渡河に成功、15日には20kmまで橋頭堡を拡大、クライストの停止命令を拒否し、西へ大旋回して英仏海峡へ突進した。やがてドイツ装甲部隊はダンケルクに英仏軍の残敵を包囲し、ヒトラーの停止命令によってその殲滅は失したものの、ドイツ軍は6月14日にはパリに入城し、6月21日独仏休戦条約が調印されて対仏戦：西方作戦は、ドイツの勝利をもって終了した⁽²⁴⁾。

（3）対ソ戦（バルバロッサ作戦）

さらに大規模な本格的電撃戦はソ連侵攻で実行された。ヒトラーは、自ら総統指令第21号でソ連侵攻作戦「バルバロッサ」の構想を示し、陸軍総司令部及び陸軍参謀本部に対して作戦計画の立案を命じ、1941年6月22日午前3時、「バルバ

ロッサ」作戦が開始された。攻撃準備射撃の後、バルト海から黒海に及ぶ1,600kmの正面で、空軍の3個航空艦隊に支援された145個師団から成る3個軍集団、総兵力320万のドイツ陸軍東部作戦軍は独ソ境界線を突破した。

ドイツ東部作戦軍は、数日で国境付近のソ連軍を撃破し、7月初旬には各軍集団とも旧ソ連・ポーランド国境沿いにソ連が構築していた防御線であるスターリン・ラインを突破した。その後、北方軍集団は、バルト地域を前進し、8月下旬にはレニングラード郊外に到達して包囲したものの、膠着状態に陥った。

中央軍集団は7月中旬にはスモレンスクを占領したが、ヒトラーは当初の作戦計画を変更し、陸軍指導部及び東部作戦軍の反対意見も退けて、クリミア、ドネツ河地域へ戦略目標を指向するに決した。その為、第2装甲集団を南へ旋回させ、南方軍集団の第1装甲集団と共に、キエフ東方でソ連軍南西方面軍主力を包囲殲滅した。その後、再び主攻方向をモスクワに指向し、12月5日、第2装甲師団の先鋒は、モスクワに数十kmに迫ったものの中央軍集団の前進はそこで阻止された。

キエフ戦終了後、南方軍集団は第11軍をクリミア半島の攻略に当たらせると共に主力をロストフへ指向した。12月に至りクリミア半島の大部分は占領したもののセバストポリ要塞は陥落せず、翌年攻撃を再開した。また軍集団主力も11月末ロストフを一旦は占領したがソ連軍の反撃を支えきれず、12月初めにこれを放棄した。

バルバロッサ作戦は、1941年末の段階で北方軍集団がレニングラード外縁、中央軍集団はモスクワ前面、南方軍集団はセバストポリとロストフ前面において遂に攻勢終末点に達して頓挫した⁽²⁵⁾。

4 電撃戦の限界と終焉

こうして、第二次大戦前半を特徴付けるドイツの電撃戦は「バルバロッサ作戦」の未達成によって不完全な形で終わった。その原因はドイツの兵力不足、兵站補給力の限界、ロシアの冬の想像を

超える厳寒等が考えられる。しかし、それより大きな原因は、昭和日本陸軍の鬼才で戦略家の石原莞爾がその著書『戦争史大観』の中で、短期決戦を指向する決戦戦争を企図しながらも持久戦争へ移行せざるを得なくなる三つの理由の中の第三の理由である「軍隊の運動力に比し戦場が広い場合」に相当している⁽²⁶⁾。すなわち装甲機動戦を得意とするドイツ軍にとってさえも、その軍の運動力に比べてロシアの戦場は余りにも広大であり、その広大な空間がドイツ軍の運動力と攻撃衝力を吸収したと考えられる。こうしてドイツが企図した史上最大規模の電撃戦「バルバロッサ作戦」は失敗したのである。

バルバロッサ作戦の翌年の1942年春、ヒトラーは第2次ソ連侵攻作戦を企図し、4月5日付ヒトラー指令第41号によって、ドイツ東部作戦軍に対して作戦準備を命じた。東部作戦軍は6月28日、その作戦計画に基づき南方軍集団をもってドネツ・ドン地域のソ連軍の覆滅とコーカサス油田地帯の占領を目的とする東部戦線での二度目の電撃戦である「青作戦」を開始した。7月に入り南方軍集団は、A、B2個軍集団に改編され、この任務を遂行させることにした。しかし、この「青作戦」は、前年の大規模な電撃戦であったバルバロッサ作戦とは異なり、ロシア南部に作戦地域を絞った限定的な電撃戦であった。それはドイツの戦争継続能力を維持するためにウクライナ穀倉地帯とコーカサス油田地帯の確保を目的としていた。バルバロッサ作戦とは異なるこれらの作戦目的から判断して、既にドイツの対ソ戦は、この時点で敵野戦軍の殲滅を主目的とする決戦戦争から持久戦争への移行過程に入ったと推測される⁽²⁷⁾。

8月初めドン河以西のソ連軍は大した抵抗もせず東岸に後退し、ボルガ河沿いの戦略要衝スターリングラードが独ソ両軍の決戦場となった。B軍集団の中核である第6軍は、スターリングラードへ突進し、9月中旬には市街へ突入した。10月末まで激しい市街戦が続いた末にドイツ軍は市街の大部分を制圧し、ボルガの戦闘はドイツ軍の勝利に帰すかに見えた。しかし、11月初めソ連軍は第6軍の南北に展開する脆弱なルーマニア軍戦線を突破して第6軍を完全に包囲した。ド

イツ側は完全にその弱点を突かれる形になった。第6軍は翌1943年1月まで奮戦したが、第6軍司令官パウルス元帥はソ連軍に降伏した。この戦闘の敗北によってドイツは東部戦線の主導権を失い、再びソ連軍に対する電撃作戦による攻勢は不可能となった⁽²⁸⁾。

1943年2月18日、ドイツ第6軍が降伏したその約2週間後に、ドイツ国民啓蒙・宣伝大臣ヨーゼフ・ゲッベルスは、ベルリンで後に「総力戦布告」と呼ばれる歴史的演説を行なった。ゲッベルスは、スポーツ宮殿に集まった聴衆を全ドイツ国民の代表として、10の質問を投げ掛け、最後に「諸君は、総力戦を欲するか。戦争の重荷が国民に平等に与えられる事を望むか。」と問い、聴衆の“Ja”の斉唱に「国民の代表である諸君の答えで、ドイツ国民の決意が世界に宣言された」と結んだ。この時点でドイツ国民は世界に国家総力戦を宣言したというのであった⁽²⁹⁾。凶らずもこの時点でドイツの電撃戦による戦争形態はスターリングラードの敗北によって破綻し、国家の全資源、全国力を投入して戦う長期大量損耗の国家総力戦へ移行したのである。

ドイツは、国家総力戦を避けるべく電撃戦をもって第二次大戦を開始したが、その電撃戦の行き詰まりによって、国家の経済力、工業力、技術力、精神力を総動員した国家の全力を奮って戦う国家総力戦に移行し、しかもその戦争の規模、様態は、かつてルーデンドルフが『国家総力戦⁽³⁰⁾』で示した予想を遥かに超えていた。戦闘にはもはや軍人も一般市民の区別もない、また前線と銃後の区別もない国民すべてが攻撃の対象となる文字通りの「国家総力戦」となったのである。これこそが電撃戦の限界であり、終焉であった。

おわりに

大衆政治運動であるナチスの政治イデオロギーからすれば、国民総動員のナチ人民軍の創設と国家総力戦の遂行が当然の帰結であった。ヒトラーが、それに指向する旧来の同志であるレームをはじめとする突撃隊首脳とシュトラッサー等のナチ党左派を粛清してまでも、国防軍をドイツ唯一の

武力組織として認め、戦車、航空機、重砲等で武装し、高度な専門的訓練によって鍛え上げられた少数エリート部隊の職業軍を支持したのは、ヒトラーのナチ党内の左派打倒の権力闘争の結果のみならず、精強エリート職業軍による装甲機動戦、すなわち電撃戦の遂行こそが次の戦争での勝利の鍵であると確信したからである。そこにはヒトラー自身の第一次大戦での苦しい塹壕戦の戦場体験が少なからず影響しているし、旧体制を打破して成立した新しい第三帝国にふさわしい新しい軍事戦略は、第一次大戦型の総力戦指向ではない戦車、装甲部隊と空軍が遂行する高速機動戦、すなわち電撃戦こそが国民にアピールでき、最もふさわしいと考えたからであった。またそれは、次の戦争を装甲機動戦で短期に勝利に導くことを主張するドイツ国防軍内の電撃戦推進派の構想と完全に符合するものであった。

註

- (1) ピーター・パレット編『現代戦略思想の系譜』（ダイヤモンド社、1989年）507-514頁。
- (2) Cajus Bekker, *Angriffshöhe 4000*, Oldenburg 1972, S.36-43.
James S. Corum, *The Luftwaffe*, Kansas 1997, S.182-223.
- (3) 田中賢一『現代の空挺作戦』（原書房、1986年）24-32頁。
- (4) Len Deighton, *Blitzkrieg*, London 1993, S.97-176.
J.E. & H.W.Kaufmann, *Hitler's Blitzkrieg Campaigns*, Pennsylvania 1993, S.11-26.
- (5) Dirk.W.Oetting, *Auftragstaktik*, Frankfurt a.M.1993.
James S. Corum, *The Luftwaffe*, Kansas 1997, S.166-181.
- (6) Adolf Hitler, *Mein Kampf*, München 1943, S.748.
- (7) Hitler *Reden und Proklamation 1932 bis* 1945, Leonberg 1988, Band I ,S.280-209.
- (8) 折口透『ポルシェ博士とヒトラー』（グランプリ出版、1988年）139-160頁。
- (9) Christian Zentner and Friedemann Bedürftig, *The Encyclopedia of the Third Reich*, New York 1991, S.56-58.
- (10) Zentner, a.a.O., S.634-635.
- (11) James S.Corum, *The Root of Blitzkrieg*, Kansas 1992, S.1-50.
- (12) Corum, a.a.O.,S.51-96.
- (13) Heinz Guderian, *Erinnerungen eines Soldaten*, Neckergemünde 1960, S.13-19.
- (14) Heinz Guderian, *Achtung-Panzer!*, London 1996, S.72-74, 111, 141, 191.
- (15) バジル・リデル・ハート『近代軍の再建』（岩波書店、1944年）74-96頁。
- (16) J.F.C.Fuller, *Armored Warfare*, Harrisburg 1943, S.2-13.
- (17) Heinz Guderian,*Erinnerungen eines Soldaten*, Neckergemünde 1960, S.23-24.
Wolfgang Fleischer, *The Wehrmacht Weapons Testing Ground at Kummersdorf*, Atglen 1997, S.46-48.
- (18) Guderian, a.a.O.,S.25-30.
- (19) Guderian, a.a.O.,S.30-32, 40-52.
- (20) Deigton, a.a.O.,S.68-75.
Kaufmann, a.a.O.,S.65-104.
Janusz Piekalkiewicz, *Polen Feldzug*, Herrsching 1989, S.73-267.
Steven Zalga &Vitor Madej, *The Polish Campaign 1939*,New York 1985, S.103-130.
- (21) Guderian, a.a.O.,S.56-78.
- (22) Deigton, a.a.O.,S.177-276.
Kaufmann,a.a.O.,S.173-314.
Alistair Horne,*To Lose A Battle-France 1940*, London 1990, S.184-662.
Hans-Adolf Jacobsen, *Fall Gelb*, Wiesbaden 1957, S.9-153.
Erich von Manstein, *Verlorene Siege*, München 1976, S.61-171.
- (23) Manstein, a.a.O.,S.61-171.
- (24) Deigton, a.a.O.,S.177-276.

- Kaufmann, a.a.O., S.173-314.
- Alistair Horne, To Lose A Battle-France 1940, London 1990, S.184-662.
- Hans-Adolf Jacobsen, Fall Gelb, Wiesbaden 1957, S.9-153.
- Janusz Piekalkiewicz, Ziel Paris, Herrsching 1986, S.116-220.
- (25) Paul Carell, Unternehmen Barbarossa, Frankfurt a.M.1963. S.195-272.
Vgl. Alan Clark, Barbarossa, New York 1985.
Bryan I. Fugate, Operation Barbarossa, Novato 1984.
Alfred Philippi und Ferdinand Heim, Der Feldzug gegen Sowjetrußland, Stuttgart 1962.
- (26) 石原莞爾『石原莞爾資料－国防論策篇－』（原書房，1994年）231頁。
- (27) 石原莞爾『最終戦争論・戦争史大観』（中央公論社，1993年）32－34頁。
- (28) Vgl. Paul Carell, Stalingrad, Berlin 1992.
Manfred Kehrigh, Stalingrad, Stuttgart 1974.
V. E. Tarrant, Stalingrad, London 1992.
- (29) Joseph Goebbels, Tagebücher 1924-1945. München 1992, S.1898-1900.
Vgl. Willi Boelke (Hrsg.), Wollt Ihr den totalen Krieg ?, Stuttgart 1967.
- (30) エーリッヒ・フォン・ルーデンドルフ『國家總力戦』（三笠書房，1938年）。
- Corum, James S.: The Luftwaffe, Kansas 1997
- Deighton, Len: Blitzkrieg, London 1993
- Fleischer, Wolfgang: The Wehrmacht Weapons Testing Ground at Kummersdorf, Atglen 1997
- Fugate, Bryan I.: Operation Barbarossa, Novato 1984
- Goebbels, Joseph: Tagebücher 1924-1945, München 1992
- Guderian, Heinz: Erinnerungen eines Soldaten, Neckergemünde 1960
- Guderian, Heinz: Achtung-Panzer!, London 1996
- Hitler, Adolf: Mein Kampf, München 1943
- Hitler Reden und Proklamationen 1932 bis 1945, Leonberg 1988
- Horne, Alistair: To Lose A Battle-France 1940, London 1990
- Jacobsen, Hans-Adolf: Fall Gelb, Wiesbaden 1957
- Kaufmann, J.E. & H.W., Hitler's Blitzkrieg Campaigns, Pennsylvania 1993
- Kehrigh, Manfred: Stalingrad, Stuttgart 1974
- Manstein, Erich von: Verlorene Siege, München 1976
- Philippi, Alfred und Ferdinand Heim: Der Feldzug gegen Sowjetrußland, Stuttgart 1962
- Piekalkiewicz, Janusz: Polen Feldzug, Herrsching 1989
- Tarrant, V.E.: Stalingrad, London 1992
- Zalga, Steven & Vitor Madej: The Polish Campaign 1939, New York 1985
- 石原莞爾『最終戦争論・戦争史大観』（中央公論社，1993年）
- 石原莞爾『石原莞爾資料－国防論策篇－』（原書房，1994年）
- 折口透『ポルシェ博士とヒトラー』（グランプリ出版，1988年）
- ピーター・パレット編『現代戦略思想の系譜』（ダイヤモンド社，1989年）
- エーリッヒ・フォン・ルーデンドルフ『國家總力戦』（三笠書房 1938年）

参考文献

- Bekker, Cajus: Angriffshöhe 4000, Oldenburg 1974
- Boelke, Willi (Hrsg.): Wollt Ihr den totalen Krieg ?, Stuttgart 1967
- Carell, Paul: Unternehmen Barbarossa, Frankfurt a.M.1963
- Carell, Paul: Stalingrad, Berlin 1992
- Clark, Alan: Barbarossa, New York 1985
- Corum, James S.: The Root of Blitzkrieg, Kansas 1992

本論文は、平成28年度日本大学国際関係学部
個人研究費及び平成29年度日本大学海外派遣研
究者（短期B）の成果に依る。

トマス・ワルトンの『アデノグラフィア』 — 17世紀中葉における腺の探究 —

安西 なつめ^{*1}

Thomas Wharton's "Adenographia": Investigation of glands in the mid-17th century

Natsume ANZAI^{*1}

ABSTRACT

The English physician Thomas Wharton (1614-1673) is most well-known as the individual who named the thyroid gland and is also the namesake of Wharton's duct and Wharton's jelly. His work *Adenographia: sive glandularum totius corporis descriptio* (1656) constitutes a detailed investigation of all the glands of the human body. Chapters 1 through 6 of *Adenographia* concisely summarize the types, definition, and classification of glands and identify differences with other body parts. *Adenographia* laid the groundwork for increased anatomical interest in, and the subsequent discoveries of glands in the late 17th century.

1. はじめに

ロンドンの医師トマス・ワルトン Thomas Wharton (1614-1673) は甲状腺を名付けた人物として知られ、現在では顎下腺管 (Wharton's duct) や臍帯中の結合組織であるワルトン膠質 (Wharton's jelly) に名前が残っている。彼の業績は1656年に出版された『アデノグラフィアあるいは身体のあらゆる腺の記述 (*Adenographia: sive glandularum totius corporis descriptio*)』(1656) (以降は『アデノグラフィア』と表記) の中に見出される。この本は当時知られていた人体の様々な腺を網羅して記述した本である。ラテン語で書かれ、1656年にロンドンで出版されると、その後はアムステルダムやライデン、デュッセルドルフなどで出版された。

ワルトン以前において、腺は解剖学書の中で、腹部なら腹部に見られる構造の一つとして、胸部なら胸部に見られる構造の一つとして記述されてきた。そもそも『アデノグラフィア』の時代は、まだ腺として認識されていなかったものや、腺とみなすべきかどうか議論があった構造もあり、腺の定義自体も不明確だった。『アデノグラフィア』は16世紀以降の著しい解剖学の発展の中で、初めて人体における腺を主題とし、詳細に考察した著作である。

ワルトンの業績に関しては、『アデノグラフィア』における甲状腺の命名や顎下腺管およびワルトン膠質に関する最初の記述として言及される機会が多い¹⁾。一方、『アデノグラフィア』の解剖学あるいは医学の歴史における意義や影響については、たとえばメリ (Domenico Bertoloni Meli)

*1 日本大学短期大学部食物栄養学科 助教 Assistant Professor, Department of Food and Nutrition, Junior College, Nihon University

が、マルピーギ（Marcello Malpighi, 1628-1694）を主軸に据えて17世紀の解剖学における機械論的な展開を論じた著作において、腺が解剖学における中心的話題の1つとなった転換点として『アデノグラフィア』を挙げ、分泌の理解の展開を論じた²⁾。またカニンガム（Andrew Cunningham）は、1996年に出版された『アデノグラフィア』の英訳に付された論考の中で、ワルトンが腺について研究することになった背景や、ワルトン前後の解剖学の状況を整理しながら、腺が解剖学的な関心を集めた最初の時期、すなわち17世紀中葉において、ワルトンの著作がこの腺に対する新たな関心の兆しであったことを論じている。しかし彼は同時に、『アデノグラフィア』におけるスコラ的な議論の様式が17世紀の終わりには機械論的な説明方法に代わられていったことや、ワルトンの業績自体が17世紀後半において中心的なものにはならなかったことを指摘した³⁾。

17世紀における記述スタイルの変化はワルトンに限ったことではない。顕微鏡による微細構造の観察が主流となる以前において、ワルトンはどのように人体の腺を網羅し、どのような手順で腺に関する議論を展開したのだろうか。ワルトンによる腺の定義や分類の根拠を明らかにして、改めて『アデノグラフィア』の意義を検討する。

2. 方法

1656年版の『アデノグラフィア』と、スティーヴン・フリーアによる『アデノグラフィア』の英訳を資料とした。本論文では、『アデノグラフィア』を内容から9つの部分に分け、そのうち、特に腺の種類と定義について述べられている第1章から第6章までに着目した。

3. 『アデノグラフィア』

『アデノグラフィア』は、全体で287ページあり、4点の図版が含まれている。1つは隣臓の図、1つは雄ウシの腎臓周辺の図、1つはウシの胎児の頭部から胸部までを解剖して胸腺や甲状腺、唾液腺などを描いた図（図1）、1つは雄ウ

シの頭部で唾液腺を描いた図である。

全体は40章からなるが、内容から大きく次のように分けることができる。

1. 腺の種類と分類、定義、その他の構造との共通点や相違点について（第1-6章）
2. 腹部の腺について（第7-15章）
3. 胸部の腺について（第16-18章）
4. 頸部の腺について（第19-22章）
5. 頭部の腺について（第23-26章）
6. 四肢の腺について（第27章）
7. 男性の生殖に関する腺について（第28-32章）
8. 女性の生殖に関する腺について（第33-36章）
9. 二次的に生じる腺、病的な腺について（第37-40章）

このうち、1. 腺の種類と分類、定義、その他の構造との共通点や相違点について と、9. 二次的に生じる腺、病的な腺について を除いた2-8の部分については、基本的に伝統的な解剖学書の記述の順になっている。モンディーノ（Mondino de Luzzi, 1270-1326）以降、当時の解剖学書では、解剖する順に従って腹部、胸部、頭部、四肢へと記述が進み、各部に見られる構造を網羅的に記述していく形が多かった。『アデノグラフィア』もこれにならい、腹部、胸部、頸部、頭部、四肢に生殖器を加え、各部ごとに見られる腺を記述している。



図1 『アデノグラフィア』(1656), p104
ウシの胎児の解剖図。Eが甲状腺、A、Bが胸腺

しかし『アデノグラフィア』で取り上げられた構造の中には、当時においても、腺であるか否か議論されていたものがある。特に、第2章、第3章、第4章で取り上げられている「舌」、「脳」、「脾臓」である。ワルトンはこれらに対する議論をどのような意図で取り上げたのだろうか。また、当時において、腺とみなす上で問題点とされていたのはどのような点だったのだろうか。

4. 腺の種類と分類、定義

はじめに、ワルトンが腺をどのようなものだと考えていたのか、1. 腺の種類と分類、定義、その他の構造との共通点や相違点について(第1-6章)から整理する。

『アデノグラフィア』の第1-6章では、腺の種類や定義が明らかにされている。構成は以下である。第1章「腺の位置づけ」、第2章「舌は内臓か、腺か、それとも筋肉か」、第3章「脳は腺あるいは内臓に加えるべきか、あるいはどちらとも異なるものとすべきか」、第4章「脾臓は腺か」、第5章「内臓と腺の共通点と差異、またそれらの定義について」、第6章「腺の属と種の区分」。特に、腺とはどのようなものかを体系的に述べているのが第1章、第5章、第6章であるが、ページ数にして合わせて10ページ程度と、非常に簡潔にまとめられている。

はじめに、ワルトンは第1章「腺の位置づけ」で、人体を構成する素材について述べている。彼は人体の部分が血液的な部分と種子的な部分に分けられるとした。種子的な部分は、さらに骨や線維、膜などの「かたいもの」と実質などの「もろいもの」に分けられる。「もろいもの」はさらに血液的な実質と種子的な実質に分けられる。種子的な実質のうち、線維がつまったような実質でできたものが胃や腸や膀胱であり、管が集まっているような実質でできたものが脳や腺である。つまりワルトンは、腺は素材の点で、人体のその他の部位とは異なるものと考えていた。また素材の点からは、腺と脳が近いものとされていることが分かる。

第2章、第3章、第4章では、第1章の内容を

踏まえ、腺と見なされることがあるという舌、脳、脾臓を取り上げ、それぞれ腺ではないと結論して、腺のグループから排除した。

第5章では、内臓とされる部分と腺の共通点と相違点を区別している。ワルトンによれば、内臓と腺の共通点は、1. それぞれ島のように独立して存在し、それぞれの膜で個々に区切られ、管などでのみつながっていること、2. それぞれに特有の実質をもつこと、3. 動脈、静脈、神経に加え、水の管あるいはリンパの管、また分泌と排出の管を持つこと、4. 血液の浄化に従事することである。対して内臓と腺の相違点は、1. 腺よりも内臓の方が大きいこと、2. 脾臓を除く内臓は腺よりも高貴で生きるために不可欠であること、3. 内臓は腺よりも豊かな動脈と静脈をもっていること、4. 内臓における動静脈の分配は、より顕著で巧妙であること、である。動脈と静脈の豊さは、内臓が赤く、温かで、より豊富な血液が注ぎ込むためとされている。

以上から、ワルトンは腺を、種子的な実質でできていて、全体が膜で包まれ、それぞれが独立しており、血液よりも神経に、心臓よりも脳に仕え、動脈と静脈が乏しく、神経、リンパ管か固有の排出器官をもつものと定義した。

最後に第6章では、これまでの内容から腺に含まれると考えられるものを挙げ、更に詳細に分類している。ワルトンははじめに、腺を「恒常的な腺」と「二次的な腺」の二種類に分けている。「恒常的な腺」は、「個に関する腺」と「種に関する腺」とに分けられる。ここでワルトンは「個に関する腺」を、腹部、胸部、頸部・口蓋、頭部、四肢に見られる腺に分け、腹部の腺としては腸間膜の腺（腸間膜リンパ節）や、脾臓、神経叢の腺（副腎）などを挙げ、胸部では胸腺や食道の腺（食道リンパ節）などを、頸部・口蓋では甲状腺や耳下腺、顎下腺、頸部リンパ節などを、頭部では松果体や下垂体、眼球の腺などを、四肢では腋窩や鼠径部の腺などを挙げている。また「種に関する腺」は男性と女性に見られる腺に分け、男性では精巣や精巣上体、精囊、陰茎龟头などを、女性では女性の精巣（卵巣）や胎盤、乳房などを挙げている。『アデノグラフィア』の第7章から

第36章では、ここで挙げられた構造が個別に論じられていく。また「二次的な腺」には「萌芽的なもの」と、「形成されたもの」が含まれ、「形成されたもの」には「正常なもの」と「病的なもの」があると説明される。「病的なもの」には、ポリープや甲状腺腫などの「垂れ下がるもの」と「結びついているもの」、瘰癧などの「広くつながるもの」があるとした。

以上のように1. 腺の種類と分類、定義、その他の構造との共通点や相違点について（第1-6章）では、ワルトンによる腺の定義が明確に打ち出されている。では第2章、第3章、第4章で取り上げられている舌、脳、脾臓については、それぞれどのような点で腺のグループから排除されたのだろうか。

5. 『アデノグラフィア』において腺から排除された構造について

5.1 【舌】

現在では舌は結合組織と粘膜が表面を覆う厚い骨格筋であり、咀嚼や嚥下、発生に関するほか、特殊感覚のうちの味覚を担う器官である。しかし『アデノグラフィア』の時代には舌を腺とみなす解剖学者もいた。『アデノグラフィア』の中でワルトンが取り上げて反論しているのがユリウス・カエサル・アランチウス（Julius Caesar Arantius / Giulio Cesare Aranzi, 1530-1589）である⁴⁾。アランチウスはボローニャ大学の外科学の教授で、1564年に『人の胎児について(De humano foetu liber)』を出版した。彼の名前は、彼が発見した静脈管（アランチウス管 Arantius duct）などに残っている。舌の実質については、1587年に出版された『人の胎児について』第三版に付された『解剖学的観察(Anatomicae Observationes)』の第23章「舌の実質について」75-76頁で論じている⁵⁾。

ワルトンはアランチウスが舌を筋ではなく腺とだとした主張を4点にまとめた。1. 舌を構成する実質について：舌の実質は筋とは異なり、線維が絡まって互いに分かれない 2. 靭帯の線維の有無について：舌は筋に見られるような靭帯の線

維で補強されていない 3. 神経について：舌には筋のように、運動のために脳から実質に来る神経がない 4. 感覚について：筋には味覚がない、味覚の道具は舌の髄である。

これに対してワルトンはそれぞれ次のように反論した。1. 舌を構成する実質について：舌の線維は筋肉がもつ運動の多様性をもつ。舌の実質は大半が筋肉性である。2. 靭帯の線維の有無について：舌には二つの靭帯がある。3. 神経について：神経は舌の実質全体にのびている。4. 感覚について：味覚を持つのは舌の筋の部分ではなく、膜のすぐ下にある腺的な髄であり、特にその起始の近くである。

従ってワルトンは、舌は起始部にやや腺的な実質を含むが⁶⁾、確かに筋肉であると結論した。

5.2 【脳】

腺であるかどうか議論されている構造としてワルトンが次に挙げたのが脳である。

ワルトンは、脳を腺とする人々の意見、脳を内臓とみなす人々の意見、脳を髄とする人々の意見の3つに分け、それぞれ以下のように考察を行った。

1. 脳を腺とする人々の意見

脳を腺とする意見はヒポクラテス（Hippocrates, B.C. 460-370）に由来する。ワルトンはヒポクラテスが「腺について(De Glandulis)」の中で、「湿っているところには腺がある。」「腺があるところには毛髪がある。」「脳は他の腺より大きい」と述べている点に触れた。これに対しワルトンは、脳と腺の実質および構成について、神経との関係について、自然の防御の有無について、それぞれ反論した。

はじめに実質については、脳の実質と腺の実質では大きく異なり、脳の実質の方がより柔らかく、よりもろく、滑らかで光沢があったとした。また脳の実質には二種類あり、1つが皮質を、1つが髄を構成するのに対し、腺の実質は一種類であるとした。次に、神経との関係については、すべての腺は神経に従うが、神経は脳に従うとし、脳には神経が至らず、神経は脳を起源とするとした。さらに、脳はあらゆる部分に感覚を与え、運

動について命令を下すため、自然がこの「魂の宮殿あるいは要塞」の周りを囲む強靱な骨を配したが、腺にはこのような防御がないとした。ワルトンはこれらの点から、脳は腺ではないと結論した。

2. 脳を内臓とする人々の意見

この意見はアリストテレス (Aristoteles, B.C. 384-322) とガレノス (Galenos, 129-216) に由来する。ワルトンはアリストテレスの『動物部分論(De Partibus Animalium)』第3巻第7章と、ガレノスの『ヒポクラテスとプラトンの学説(De placitis Hippocratis et Platonis)』第3巻第6章および第6巻第3章に触れ、彼らが脳を内臓と見なしているとした。

3. 脳を髄とする人々の意見

ワルトンによれば、脳を腺とも内臓とも異なるとする人々は、脳の実質が骨の空洞を満たす髄に似ていることから、脳を髄に分類しているとした。しかしワルトンは、骨の髄が卑しい部分であるのに対し、脳は最も高貴な部分であること、また両者の構成する素材は大きく異なり、髄が脂肪に似て熱によって獣脂のように火がつくのに対し、脳は水っぽく凝乳のようであり、渴いていて簡単には火がつかないとした。ワルトンはコロombo (Realdo Colombo, 1515-1559) が『解剖学(De re Anatomica)』(1559) 第8巻「脳と神経について」の中で、脳の薄い膜の下には、髄と呼ばれている白く柔らかい実質が隠されていて、骨の空洞に見られる髄とは全く異なると述べていることを踏まえ、加えて、脳と同じような脊髄にも髄という名前が与えられていることから、骨の髄とは異なるものの、脳が固有の髄であることを認めた。

以上の検証を行った上で、ワルトンは最後に、脳を内臓と髄の両方として認めることはできないという反論を想定し、最終的にはアリストテレスとガレノスに従って、脳を内臓と見なすべきだと結論している。ただしワルトンは、この分類が医師たちによって用いられる便宜的なものであり、他に適したものがないためにこのように理解されていることを指摘した。

5.3 【脾臓】

最後に取り上げているのが脾臓である。ワルト

ンは脾臓と腺の共通点を、神経に従い、体液を排出するという働きをもち、取り出しても命に関わることがない点であるとした。しかし彼は、実質や、血管と神経の差異から、脾臓を腺ではないと結論した。ワルトンの反論は以下の3点である。

1. 実質の違いについて

脾臓の実質はやわらかいが、腺の実質はかたい。脾臓の実質は血液的で湿っており、血液の色をしていて、黒に近い。一方、腺の実質は青白く粘液質である。

2. 脾臓の実質の構成について

脾臓の実質は1つの連続体であり、血管と神経の線維の分布によって安定している。しかし腺の実質は連続しておらず小片に分かれており、すべての血管および膜を除去するとその連続性が失われて流れ広がるか、小さな部分の集まりのようになる。

3. 血管と神経について

脾臓内の血管は腺の血管より豊かである。一方、腺の中にはわずかな動脈と静脈しか配分されず、腺内にはほとんど血液が見当たらない。また脾臓では神経の線維が編み込まれ互いにしっかりと結びあわされているが、こうした線維の網はどの腺にも見当たらない。さらに、脾臓の神経は脾臓の実質のためには働かないが、腺の神経は腺の実質のために働く。

これらの点から、ワルトンは脾臓を腺から除外した。

6. 舌, 脳, 脾臓

以上のように、舌, 脳, 脾臓の議論では、いずれもこれらが腺であるという意見に反論する形がとられている。

舌について、ワルトンはアランチウスが舌を腺とみなした点を挙げて反論しているが、舌は従来、筋とみなされてきた。たとえばガレノスも『筋の解剖について初心者のために(De dissectione musculorum et de consuetudine libri)』第15章「舌を動かす筋肉について」の中で、多数の筋が舌の中に入り込んで舌自体の運動が生じていることを説明している⁷⁾。またコロomboも『解剖学』

第5巻「筋肉について」第13章で舌の筋について論じている⁸⁾。おそらく舌が腺であるかどうかという議論が生じたのは、ワルトン自身も言及しているように、舌に髄的な部分が見られたためである。舌の実質については、トマス・バルトリン(Thomas Bartholin, 1616-1680)も『改新解剖学(Anatomia reformata)』(1641)第3巻13章「舌について」の中で、舌の実質が舌に特有なもので、やわらかく、ゆるく、目の粗い多孔質なものだと述べている⁹⁾。しかし舌自体が腺であるかどうかという議論は、当時においてそれほど注目されていた議論ではなかったと言える。

3つの構造の中で、最も詳細に検討され、多くの記述が割かれているのが脳である。脳が腺であるかどうかという議論は、ワルトンの示した通りヒポクラテス以来存在していた。ワルトンの時代、脳の解剖学的な理解は他の臓器に比べそれほど進んでいなかった。脳の構造と機能に注目が集まり、解剖学的理解が進むのは、『アデノグラフィア』から8年後に出版される、トマス・ウィリス(Thomas Willis, 1621-1675)の『脳の解剖(Cerebri anatome)』(1664)以降である。ワルトンの『アデノグラフィア』における議論では、もっぱら古代のヒポクラテス、アリストテレス、ガレノスに依拠している。ヒポクラテスは脳について、「頭部それ自体も腺を持っている。脳は腺に類似している。脳は腺のように白く、きめが粗く、頭部において腺と同様に有効な働きをする。脳はそこにある水分を奪い取り、流れから生じた余分なものを末端の部分から体外に送り出す。」と述べており¹⁰⁾、液体を出すという働きの面でも、脳が腺に近いものと理解されていたことが分かる。しかしワルトンにおいて争点となっているのはあくまでも脳が何で出来ているかという点であった。脳については不明な点が多かったものの、ワルトンは脳を構成する素材や神経との関係から、脳が腺ではないことを明確に主張した。

脾臓について、ワルトンは腺との違いを、実質と血管、神経の分布から論じた。脾臓の存在自体は古くから知られていた。古代のガレノスはヒポクラテスに触れながら、血液が脾臓によって浄化されるとし、血液のうち身体に有害となるほど濃

厚な血液(黒胆汁)は肝臓で加工されて全身へと運ばれることなく、脾臓に引き込まれるとした¹¹⁾。ワルトン自身は脾臓の働きを論点としていないが、腺であるかどうか議論すべき構造の1つとして脾臓が挙げられた背景には、このような血液を引き入れて浄化するという脾臓の働きに関する共通の認識があり、この脾臓の働きが、体液を引き入れるという腺の働きに似ていたためだと考えられる。脾臓については、ワルトンが『アデノグラフィア』において何度も言及しているフランシス・グリソン(Francis Glisson, 1597-1677)も、1654年出版の『肝臓の解剖(Anatomia hepatis)』の中で触れている。グリソンにとって脾臓は、動脈から栄養物を分け、それを受け入れる場所であり、彼はその栄養物を運ぶ管を神経か神経の線維だと考えた¹²⁾。その後はマルピーギによって顕微鏡による観察や実験が行われたが、彼は脾臓に排出の管が見当たらないにも関わらず、脾臓は直接栄養物を排出すると考えた¹³⁾。ワルトンは脾臓が腺であることを否定したが、マルピーギが再び脾臓を腺と見なした。

7. ワルトンによる腺の分類

舌、脳、脾臓についての議論から分かるように、いずれの器官でも、ワルトンが注目しているのは器官を構成する素材と、動脈や静脈、神経の配置である。肉眼による解剖と観察が主たる方法であった時代において、器官を構成する素材は重要な要素であり、それゆえ手触りや硬さ、色などが判断材料となっていた。一方で、腺であるか否かという点では、機能についての言及があまり見られない。ワルトンおよび彼と同時代の医学者の理解は、腺は人体において液体を排出しあるいは引き入れるという古代以来の広い認識に基づいていた。腺に対する解剖学的関心が高まったこの時代には、こうした理解に基づき、液体を導く管の発見や、排出される液体の性質について探求が進んだ。ワルトンが個別に論じた3つの器官とその反論内容からは、腺と見なされる構造においてその排出の管が未発見であったために、またリンパおよびリンパ管についての理解が明確でなかった

ために、ワルトンが機能に先立って、すでに腺と見なされていた器官の素材や構造を指標に、腺を分類していたことが分かる。こうしてワルトンは舌、脳、脾臓という3つの器官を例とすることで、腺と腺ではない構造の違いについて具体的に述べ、腺の分類からこれらを除外した上で、続く第5章で、腺とはどのようなものかを定義したのである。

既に見たように、ワルトンは4. 腺の種類と分類、定義で論じた定義に基づいて、身体に見られる腺を分類、列挙した。しかし列挙された腺のリストからも分かるように、ワルトンによる腺の理解は現在の理解とは大きく異なっている。たとえば、列挙した構造の中では、唾液腺である耳下腺や顎下腺などの外分泌腺と、脾臓やその他の内分泌腺が区別されていないほか、腸間膜や頸部のリンパ節なども含まれている。また、現在では腺と見なされていない構造も含まれており、これらは特にワルトンによって「種に関するもの」として挙げられている生殖器系の器官に多く見られる。当然『アデノグラフィア』の時点でまだ未発見の構造は含まれておらず、たとえば現在では唾液腺は耳下腺、顎下腺、舌下腺の3つからなるが、このうちワルトンは耳下腺と顎下腺のみを挙げている。舌下腺および舌下腺管は後の1685年にカスパーバルトリン2世 (Caspar Bartholin Secundus, 1655-1738) によって発見された。

8. ワルトン以前における腺の理解

『アデノグラフィア』というタイトルからもうかがえるように、ワルトン自身は人体のすべての腺を論じることを目的にこの著作を記し、実際、その試みは過去に見られないものだった。一方で、腺の概念自体は非常に古い。ワルトンの時代に至るまで、腺の理解の原型となったのがヒポクラテスの「腺について」である。

ヒポクラテスは、この「腺について」の中で、既に扁桃腺や鼠径部の腺、腎臓付近の腺など身体の多くの腺に言及した。彼は腺について、海綿質できめが粗く脂肪に富み、多数の血管を持つことや、見た目が白く手触りは羊毛のようで、長く圧

迫すると脂のような液体を出してばらばらに散乱して破壊されると説明した。また、「腺を通して多数の中空の血管が伸びているので、体の他の部分の水分が血管を通して流れ込み、血管が引き寄せた水分は容易に腺に運ばれる。」「腺は体の他の部分の余った水分をとりいれて腺の養分に利用する。つまり柔らかくよくほぐれ、水分に富んだところには腺がある。」¹⁴⁾といったヒポクラテスの理解は、その後の腺の概念を基礎づけた。しかしその後は腺という構造のみに着目して考察するような傾向はほとんど見られなかった。たとえばワルトン以前における16世紀の理解として、ワルトンが『アデノグラフィア』の脳の議論で言及しているコロンボを例とすることができる。彼の『解剖学』は15巻からなるが、その第9巻が「腺について」である。独立して扱われているが、分量としては『解剖学』全体の269頁に対し、わずか2ページ程度のものであった¹⁵⁾。彼は、腺には丸いものや細長いものがあり、あるものは動脈や静脈のベッドのようにそれらを傷つけないために広がり、あるものは空所を埋め、あるものは液体を受け入れて保持したり、排出物を受け入れたりするとした。具体例としては松果体や胸腺、食道周辺の腺、精巣などを挙げ、それぞれの実質や観察される場所が簡潔に述べられた。

ワルトン以前の腺に関する理解と記述は、腺を独立して取り上げているとしてもその内容は軽微なものに留まっていた。こうした著作に比して、腺のみを取り上げて一冊の著作とし、その中で、腺の分類と定義を改めて論じた『アデノグラフィア』は、17世紀に現れた特異な著作と言える。しかしこの『アデノグラフィア』以前に、腺の探究に関する土壌がなかったわけではない。1627年にはアセリ (Gaspere Aselli, 1581-1625) が『乳糜管あるいは乳の静脈 (De lactibus sive lacteis venis)』(1627) を記し、腸間膜内のリンパ管の一部を記述した。1652年にはトマス・バルトリンが『胸の乳糜管 (De lacteris thracicis)』(1652) を記している。また1642年にはヴィルズング (Johann Georg Wirsung, 1589-1643) が膵管を発見していた。ワルトンによる腺の分類にはリンパ管も含まれており、液体を引き入れる管状

の構造という点では、こうした著作はいずれも『アデノグラフィア』でなされた腺の網羅的、統合的記述の前段階的な過程と位置づけることができる。

9. ワルトン以後の腺の探究

ワルトン以後、1660年以降には多くの腺や導管が発見された。具体的には、ニコラウス・ステノ (Nicolaus Steno, 1638-1686) による耳下腺管の発見 (1662) や、マイボーム (Heinrich Meibom, 1638-1700) による瞼板腺の発見 (1666)、マルピーギによる腸腺の発見 (1688)、サントリーニ (Giovanni Domenico Santorini, 1681-1737) による副膵管の発見 (1724) などである。特にステノによる耳下腺管の発見¹⁶⁾は、『アデノグラフィア』からほどなく行われた。ステノは腺を主題に解剖学研究を開始しており、耳下腺管を発見した日のことを論考や書簡で説明している。ステノは1661年3月末にアムステルダムでブラシウス (Gernard Blaes / Gernardns Blasius, 1625-1692) による頭部と脳の解剖学講義を受けた際、自身で解剖する許しを得て羊の頭部を解剖し、耳下腺管を発見した。しかしステノに意見を求められたブラシウスは、はじめにステノが独自の方法で解剖したことを非難し、次にその発見された構造が自然の気まぐれ、つまり偶然的なものであると見なし、しかし最後にはワルトンの著作すなわち『アデノグラフィア』を精査しなければならないと判断したという¹⁷⁾。このエピソードからも分かる通り、『アデノグラフィア』がその後の腺の探究において、1つの指標となっていたことは間違いない。

10. おわりに

ワルトン以後、腺の探究は、新たな腺や管の発見、顕微鏡の使用による微細構造の観察、リンパに関する理解の深まりなどを基に展開していく。またその背景として、17世紀後半には医学の分野にもデカルト (René Descartes, 1596-1650) による機械論的な思潮が取り入れられ、人体の構造を探究する方法自体にも変化が見られた。デカル

ト以前と以後という区分において、人体の探求と記述の様式の推移に注目するならば、確かに『アデノグラフィア』に見られる網羅的な記述や問いかけの様式はその後に踏襲されていない。しかし重要なのは記述の様式ではなく、ワルトン自身による腺の位置づけである。本稿では、当時そして以降の腺の探求に影響を与えたワルトンが、どのような手順で腺に関する議論を展開し、どのように人体における腺を位置づけ、分類していたかを明らかにした。

『アデノグラフィア』の意義は人体における腺を定義し、定義に基づいて分類し、個々の腺について、自身の解剖による観察に加え、古代以降の理解や最近の解剖学者による見解を分析し精査したことにある。つまり『アデノグラフィア』は、ワルトンの時代17世紀中葉までの腺の探求の集成であり、また、以降の腺の探求に対し、当時の腺の理解の標準を示した著作であると言えることができる。

謝辞

本研究は、日本大学国際関係学部生活科学研究所研究費による成果の一部である。

注

- 1) Lydiatt DD, Bucher GS, 2011. Lydiatt DD, Bucher GS, 2012
- 2) Domenico Bertoloni Meli, 2011
- 3) Cunningham A, 1996
- 4) ワルトンはイタリア名の Giulio Cesare Aranzi と表記している。
- 5) 『アデノグラフィア』 note, chapterII, 1, p. 290
- 6) 舌根の粘膜下にみられるリンパ組織のことを指していると考えられる。
- 7) ガレノス, 2011, p. 168-169
- 8) Colombo, 1559, p. 127-128

- 9) Thomas Bartholin, 1641, p. 370
- 10) ヒポクラテス, 月川和雄 1987
- 11) ガレノス, 内山 勝利, 2005
- 12) Petroianu A, 2011, p. 6
- 13) Meli, 2011
- 14) ヒポクラテス, 月川和雄, 1987
- 15) Colombo, 1559, p. 213-215
- 16) Goran S, 2013 に詳しい
- 17) Steno, 1662, p. 11

参考文献

- Bartholin T. Anatomia reformata. Hagae-Comitis: Ex typographia Adriani Vlacq; 1655
- Cunningham A, The historical context of Wharton's work on the glands. (In Thomas Wharton's Adenographia); 1996
- Glisson F. Francisci Glissonii Anatomia hepatis: cui praemittuntur quaedam ad rem anatomicam universe spectantia et, ad calcem operis, subjiuntur nonnulla de lymphae ductibus nuper repertis. Londini: Typis Du-Gardianis Impensis Octaviani Pullein; 1654
- Goran S. Niels Stensen and the Discovery of the Parotid Duct. International Journal of Morphology. 2013; 31 (4): p. 1491-1497
- Kardel T, Maquet P. Nicolaus Steno: Biography and Original Papers of a 17th Century Scientist. Berlin: Springer Berlin; 2012
- Lydiatt DD, Bucher GS. Historical vignettes of the thyroid gland. Clinical Anatomy. 2011; 24 (1): p. 1-9
- Lydiatt DD, Bucher GS. The historical evolution of the understanding of the submandibular and sublingual salivary glands. Clinical Anatomy. 2012; 25 (1): p. 2-11
- Loriaux Lynn. A biographical history of endocrinology. Ames, Iowa, USA: John Wiley & Sons, Ltd. ; Washington, DC, USA: Endocrine Society; 2016
- Loukas M, Bellary SS, Kuklinski M, Ferraiola J, Yadav A, Shoja MM, Shaffer K, Tubbs RS. The lymphatic system: a historical perspective. Clinical anatomy: New York; 2011; 24 (7): p. 807-16
- Meli DB. Mechanism, experiment, disease: Marcello Malpighi and seventeenth-century anatomy. Baltimore: Johns Hopkins University Press; 2011
- Petroianu A. The Spleen. Sharjah: Bentham Science Publishers; 2011
- Steno N. De glandulis oris & novis inde prodeuntibus salivae vasis; 1662 (In Nicolai Stenonis Observationes anatomicae quibus varia oris, oculorum et narium vasa describuntur, novique salivae, lacrymarum et mucii fontes deteguntur, et novum nobilissimi Bilsii de lymphae motu et usu commentum examinatur et rejicitur. Lugd. Batav. : Apud P. de Graaf; 1680)
- Stephen Freer. Thomas Wharton. Thomas Wharton's Adenographia. Oxford, New York: Clarendon Press; 1996
- Wharton T. Adenographia: sive glandularum totius corporis descriptio. Londini: Typis J.G. et impensis auctoris, 1656.
- アリストテレス, 坂下浩司訳: 動物部分論・動物運動論・動物進行論. 京都: 京都大学学術出版会; 2005
- ガレノス, 内山勝利・木原志乃訳: ヒポクラテスとプラトンの学説1. 京都: 京都大学学術出版会; 2005
- ガレノス, 坂井建雄, 池田黎太郎, 澤井直訳: 解剖学論集. 京都: 京都大学学術出版会; 2011
- 坂井建雄. 人体観の歴史. 東京: 岩波書店; 2008
- ヒポクラテス, 月川和雄訳: 「腺について」大槻真一郎編『ヒポクラテス全集 第二巻』. 東京: エンタプライズ; 1987
- 藤田尚男, 石村和敬. 腺細胞の微細構造—とくに甲状腺濾胞上皮細胞の特異性をめぐって—. 電子顕微鏡1980; 15 (1): p. 2-12

商品の安全性を確保するための消費者保護法制

小野 健太郎^{*1}

Legislation and policy for consumer protection

Kentaro ONO^{*1}

With regards to consumers, it is difficult to confirm the safety of a product before it has been purchased. This is because consumers do not have the ability to check the quality of the product. Serious health damage will occur to a purchaser who consumes food without noticing that it contains harmful material. Some laws were established to protect and enhance consumer benefits. In this report, I examine Food Safety Basic Act, Household Goods Quality Labeling Law, Act against Unjustifiable Premiums and Misleading Representations, and study on consumer problems and policy.

I 消費者問題の背景

1 消費者問題は、衣食住すべての生活部面において、企業の提供している商品に依存するようになった大量生産・大量消費の時代から顕著となったⁱ。このような取引に関する消費者問題は、次のような場合に問題となることが指摘される。すなわち、①商品の品質・機能が欠けている場合、②商品の安全性が問題となる場合、③商品の不当表示が問題となる場合、④商品の販売方法に問題がある場合、⑤普通契約約款での取引のため、商品の解約等が問題となる場合、などに類型化されるものと思われるⁱⁱ。しかし、これらの問題に関して消費者の法的救済の点に関しては、長い間、古くは英国のことわざにあるが如く「caveat emptor」（買主注意せよ）が原則とされ、買い手は売り手の言うことを信じるのは全く愚かなこととされ、買い主がその目的物の品質に関しての瑕疵の不利益を負担すべきものと解されていたⁱⁱⁱ。

しかし、英米では「売主にも注意させよ（let the seller also beware）」ということが主張される様になり、民事ルールにおいても売主にも商品の品質・性質等に十分な注意をさせるべきであるということが要請されることとなった^{iv}。

これに対し、わが国の民法は、売買の目的物に隠れた瑕疵がある場合には、買主に解除権・損害賠償請求権を認めている（民法570条）。そのほか、不法行為責任（民法709条）や錯誤（民法95条）、詐欺・強迫（民法96条）の主張も可能であるが、しかし、民法の規定は、もともと消費者と事業者が対等・平等な立場であることを前提としており、そこでは、「消費者」も「事業者」も平等・対等であり、平等な「人」と「人」との間で、自由意思に基づいて締結された契約は、守られるべきものであり、国もその内容には干渉しない（契約自由の原則）とすべきであると解されていた。したがって、消費者が民法上の救済をもとめても、要件が厳格であり、たとえ消費者が事業

*1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 教授 Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University

者の不適切な行為により契約を締結した場合であっても、結果として民法上の救済手段が与えられない場合が多かった。

2 しかし、「消費者」と「事業者」は、平等な立場といえるであろうか。まず、商品に対する情報、知識、および契約の交渉力は、消費者と事業者は平等ではない。圧倒的に事業者に有利である。事業者は多数の者から巨額の資金を集め、専門的知識を有する者を雇用している。事業者は、ある商品を生産・販売するために組織された集合体である。これに対し、消費者は商品知識を持たない素人である。また、事業者は利潤追求のために人為的に作られた存在である。事故が発生した場合に、事業者が蒙る被害は、財産上の損害にとどまる。これに対し、消費者は、生きている人間であるから、事故が発生した場合に蒙る被害は、財産的損失にとどまらず、生命・健康にまで及ぶ可能性がある。

古典的契約理論では、売主と買主は、目的商品に対する情報を平等に保有しており、両者の交渉力も平等であることを仮定する。ここでは、消費者と事業者との間の情報力・交渉力の格差は予想されていなかった。しかし、消費者と事業者の間にはこのような格差が存在しており、かかる格差の存在を前提とした消費者問題の考察が必要とされる。

3 商品の「安全性」の問題は、消費者が購入した商品が消費者の期待した性質を備えなかったことにより損害が生じた場合のうち、とりわけその損害が人身損害である場合に問題となる。商品の安全性は、人の生命・身体の安全に直結する問題であることから、事前に損害発生を抑止することが求められるし、また、そうすることが望ましい。しかし、一般の消費者が個々の商品の安全性を事前に評価検討して、損害発生を防止することは難しく、また事実上不可能である。そこで、商品の安全性を確保するための何らかの法的手段が講じられる必要性が生じてくる^v。

このように要請される消費者の安全確保のための法制度として、①商品の安全規制のための法制度、②商品の安全監視のための法制度、③商品事故の被害救済のための法制度、というような3段

階での保護手段が考察されることとなる。これは、私たちが商品を手に入れる場合、その商品が商品の製造・加工・流通・販売そして消費者へと一連の流れに従って行われていくものに対応している。これに応じて、商品自体の安全性を確保するための規制が用意され（Ⅱ）、市場で流通している商品・サービスの安全性を監視する法制度が必要とされ（Ⅲ）、具体的に安全性を欠いたために消費者が被害を蒙った場合の被害救済のための法制度（Ⅳ）が必要とされる。

本稿では、かかる商品自体の安全性を確保するための法的制度を商品ごとに検討し、次に安全監視のための法制度、そして、事故後の被害者救済のための法制度を検討する。

Ⅱ 商品の安全規制のための法制度

1 食品の安全性

（1）食品安全基本法の制定

BSE（牛海綿状脳症）の発生や、O157事件、ダイオキシン、内分泌かく乱物質、遺伝子組み換え食品、外国産野菜の農薬残留の問題など、食品の安全性確保に関する国民の関心は非常に高まり、国民の健康の保護を最優先とする、包括的な食品の安全を確保するための法律として、食品安全基本法（2003年）が制定され、同法に基づき、内閣府に科学的な見地からリスク評価を行う食品安全委員会が設置された。また、行政組織についても、農林水産省は食糧庁を廃止し、「消費・安全局」を新設した。そこでは、食物の残留農薬を検査・監督する「食品安全管理課」、食品表示を監視する「表示・規格課」などが置かれるとともに、リスクコミュニケーションを担当する「消費者情報官」が新設され、また、厚生労働省では従来の食品保健部を「食品安全部」へと再編し、同時に「輸入食品安全対策室」が設けられ、輸入食品のチェック体制が強化された^{vi}。

さて、この新たに制定された食品安全基本法は、次のような特色がある。①第一に国民の健康保護を最優先に考慮して、食品の安全性確保に必要な措置が行われるべきことを明確にしていること（3条）。②第二に、食品の安全性を確保する

ためには、最終的に消費される食品の安全性を確保するだけでは十分でなく、第一次生産にさかのぼって必要な措置が講じられなければならない（フードチェーン全体の安全管理システムの構築）という考え方、そして、食品の安全には「絶対」ではなく、リスクの存在を前提としつつ、科学的知見に基づいてこれを制御していくべきという考え方に基づいた「リスク分析」の手法を取り入れたこと。③第三に、食品の安全性は、国（6条）、地方公共団体（7条）、事業者（8条）、消費者（9条）といった関係者がそれぞれの責務や役割を的確に果たすことによって、はじめて確保されるものと規定されていることである^{vii}。

この法律は事業者の責務として、事業者自らが食品の安全性確保について「第一義的責任」を有していることを認識して、必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずること、および、食品等に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならないことが明らかにされている（8条）。さらに、「消費者の役割」として、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、その施策について意見を表明するように努めることが期待されている（9条）^{viii}。

（2）食品の安全性に関しては、厳しい安全性の確保が要請される。しかし、そもそも私たちが口にする食品で、絶対に安全な食品は存在しない（寄生虫・微生物・農薬・放射能・重金属・食品添加物等が少なからず含まれている）。そこで、ここで問題となる安全性とは、「日常の食生活での危険の度合いを科学的に評価して、どの程度までならば安全なのかをリスク評価によって明らかにすることが大切」^{ix}といえる。しかも、食品の安全性の問題は、農業生産段階から、食品の加工、流通、外食、消費という消費生活すべての段階にかかわる問題となっており、また、食の国際化により、外国からの輸入製品も加わっており、そういう意味で食品の安全性確保は、ますます難しい問題になっているといえる。

この食品の安全性確保の実現に向けた法規制は、①食品の生産段階での法規制、②食品の製造・流通段階での法規制、そして、③食品の表示と監視指導の段階の法規制などの三つの段階に大

別される。それぞれ少しく検討を加えていく。

①食品の生産段階での法規制 第一は農林水産物の生産段階を対象とするものである。農薬の販売と使用を規制した農薬取締法や、家畜伝染予防法、飼料安全法などがあげられる。農薬は安全性が確認され、国の登録を受けたものしか使用できないものとされ（農薬取締法2条）、無登録農薬を使用した者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられる（農薬取締法11条、17条）。

②第二は「食品の製造・流通段階」に関わるものである。まず、加工食品については、食肉製品、乳製品、清涼飲料水を中心に、すべての食品そのものの衛生基準のみならず、食品を包むための容器および包装に対しても、それらの衛生状態が検査、規制の対象となる（食品衛生法）。そして、販売の用に供する食品添加物の製造・加工・使用・調理・保存の方法につき定められた基準・規格に合致しない食品添加物の販売を禁止している（食品衛生法11条）。また、と畜検査および食鳥検査としてと畜場法、食鳥処理法も規制を加えている。従来の食品の安全性に関する衛生管理のシステムは、製造工程中に食中毒等の原因となる病原菌を排除し、増殖させないように注意を払い、製品完成後に抜き取り検査によってチェックするシステムであった。しかし、この方法によると、検査結果判明時には、すでに製品の一部分が出荷されてしまっていることとなり、必ずしも効率的なチェックシステムではなかった。そのため、このような後追い検査方法でなく、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point system・危険分析・重要管理点方式）が導入された。つまり、HACCPシステムとは、原材料の生産・調達・加工・流通から最終製品の販売・消費に至るまでの全プロセスにおいて、発生が予想される危害（病原菌や異物混入など）を特定化した上でその防止目標と方法を明確にし（＝危害分析；critical control point）、危害防止につながる特に重要な工程を継続的に監視し、管理作業手順を定め、必要な検査を行い、その結果を記録することによって危害の発生を未然に防止しようとする手法である^x。この方式に基づき、食品を製造・加

工することを業者が申請する場合には、承認手続を得ることにより、多様な食品の製造・加工をすることが可能となった（食品衛生法13条）。(もっとも、この承認制度も、雪印乳業事件などHACCPの承認を得た大企業が食中毒を起こしたことから、承認の有効期間は3年とされ、更新制度とされた（食品衛生法14条))。

(3) 食品の品質表示に関する法律としては、「農林物資の規格化等に関する法律」(通称JAS法)が重要である。JAS法は、当初は収穫農産物の等級区分の規格化に重点が置かれていた。JAS規格に適合する商品にはJASマークが付与され、販売されることとなっていた。ところで、これまでJAS法は消費者向けのすべての飲食料品を対象として品質表示規制を行っており、生鮮食品の表示事項としては、名称および原産地が義務づけられており、加工食品の表示については①名称②原材料名③内容量④賞味期限⑤保存方法⑥製造業者等の名称・住所などが義務づけられていた。また、食品衛生法が、牛乳および容器包装された一定の加工食品に対して、①食品の名称②消費期限③製造所又は加工所の所在地、製造者・加工者の氏名④添加物⑤保存方法⑥アレルギー物質を含む食品についてはその旨⑦遺伝子組換えである旨、などの表示を義務づけていた。これらJAS法、食品衛生法、健康促進法の食品の標示に関する規定が平成25年に統合された。すなわち、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を実現するために、食品表示法が新たに制定された。この法律において、内閣総理大臣等は、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されているとの申出に対して、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば適切な措置を取ることができることとされた（食品表示法12条）。また、消費者契約法に規定されている適格消費団体は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に対して食品表示基準に違反し、販売の用に供する食品に関して著しく事実と相違する表示をする行為を現に行い、または、行う恐れがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止または予防に必要な措置等を取することを請求することができるとされた（食品表示法11条）。また、JAS規格の対象は、

これまで農林水産物・食品の品質に限定されていたが、平成29年のJAS法改正により日本製品の品質や特色、事業者の強みのアピールにつながるようなJAS規格の活用を可能とするために、JAS規格は農林水産物・食品の「生産方法」(プロセス)、「取扱い方法」(サービスなど)、「試験方法」などに大幅に拡大された。

他方、BSE問題とその後の牛肉偽装表示事件を契機として、牛肉の生産から流通・加工にいたる流れを完全に追及しうることで、食品としての表示が正確であるべきことが、要請されることとなった。そこで、食品の生産・加工・流通などフードチェーンの各段階において、原材料の出所や生産方法、食品の製造元、販売先などの記録を記帳・保管することによって、食品とその情報について追跡・遡及が可能となるようにする^{xi}、トレーサビリティの制度の確立と必要性が主張され、牛の出生から消費されるまでの各段階での固体識別番号等の表示を義務づけるための「牛の固体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法」が成立、公布された（平成15年）。このような、トレーサビリティ制度の普及のため、農林水産省は、食品トレーサビリティ等の「実践的なマニュアル」を作成し公開し、啓蒙活動を推進している。

2 医薬品の安全性

薬事法（1960年制定）は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具などを対象として、それらの品質、有効性及び安全性の確保、医薬品等の研究開発の促進のための必要な規制を行っている（薬事法1条）。

(1) 医薬品は、まず、その品質、安全性が確保されるために、それが医薬品として「承認」されなければならない（薬事法14条①）。実際には、その承認を受ける前の過程として、医薬品の開発研究がある。大別すると非臨床試験とその後に行なわれる臨床試験の段階である。まず、非臨床試験の段階で、品質・薬理・毒性試験や動物試験などによって、その物質の有効性と安全性に関する確認が行なわれている。(これに関し、「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準」に関す

る省令」(平9年厚生省令第21号)がある)。この試験で、その有用性の効果や安全性から臨床試験をするに足るデータを得られているもののみが、臨床試験(治験)の対象となる。そして、治験では、さらに三つのフェーズの試験がなされる。第Ⅰ相試験(少数の健康男性対象)、第Ⅱ相試験(医薬品の効果範囲・用量を検討するレベル)、第Ⅲ相試験(一定規模の患者)という三段階の患者対象の試験である。これらの試験の最終データが、新薬承認の重要資料となる(薬事法14条③)。この臨床試験の重要性にかんがみ、薬事法は、治験に関し臨床試験の実施の基準(薬事法80条①・④・⑤)、治験の届出制度を設け(薬事法80条②・③)、治験中の副作用・感染症報告義務を製造者に課している(薬事法80条⑥)(これに関して、医薬品の臨床試験の実施に関する省令(平9年3月27日厚生省令28号)があり、さらに薬事法施行規則66条の3、66条の6などがある)。また、新薬の承認審査は、承認申請受付後、企業から提出された承認申請資料が、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(医薬品機構)で、申請資料の信頼性調査がなされ、次いで、医薬品医療機器審査センターで申請されている新薬の品質・有効性・安全性に関する調査、基礎的評価がなされ、その審査報告書が、薬事・食品衛生審議会へ諮問され、新薬として承認される^{xii}。

(2) 承認された医薬品であっても、医薬品の品質確保のために、厚生労働大臣が指定した医薬品(インフルエンザワクチン、ツベルクリン、BCG他など)については、国家検定に合格したものでなければ販売・陳列が禁じられている(薬事法43条)。

(3) 医薬品は薬それ自体へ安全性をいかに確保したとしても、人がそれを服用する際に正しい使い方や適切な量を服用しなければ、その人の生命健康に重大な影響を与える。そこで、医薬品のラベルや外箱などに必要な表示を義務づけ、また添付文書にも医薬品についての詳細な情報を記載することを義務づけている(薬事法50条・同法52条)。同時に、当該医薬品に関して、虚偽または誤解を招くおそれのある事項の記載を禁止してい

る(薬事法54条)。また、毒性が強い医薬品(毒薬)については、その品名及び「毒」の文字、また、劇性が強いもの(劇薬)については「劇」の文字が容器に記載されていなければならない(薬事法44条)。

(4) 医薬品の安全性は、承認され、市販された後も要求される。そこで、医薬品の安全性・有効性の確保のために、医薬品の再審査(薬事法14条の4)、再評価(同法14条の5)が行なわれる。医薬品の市販後調査(Post Marketing Surveillance)といわれる制度である。再審査制度とは、承認された新薬が一定期間臨床の場で使用された後、ふたたびその有用性・安全性を審査する制度で、一般の新薬に関しては、1年を満たない範囲内で期間が定められることとなる。また、再評価とは、すべての医薬品について、5年ごとに文献スクリーニングに基づき有効性・安全性を評価し、その結果再評価が必要と判断されたものが、再評価対象商品として指定されることとなる。(また、必要に応じて、再評価指定がなされる。)これによって、メーカーは厚生労働省に再評価の申請を行い、その医薬品が薬事・食品衛生審議会の審議にかけられることとなる。そして、承認された医薬品について有効性や安全性に問題があれば、承認が取り消されることとなる(薬事法74条の2)。さらに、国に対して医薬品等による保健衛生上の危害の発生、又は拡大を防止するため、医薬品等の販売停止や回収等の応急措置を命じる権限を与えている(薬事法69条の2、70条)。また、医薬品の副作用・感染症の報告義務がメーカーに対して課されている(薬事法77条の4の2)。そして、メーカーが医薬品の自主的回収に着手した場合には、その事実を厚生労働省に報告しなければならない(薬事法77条の4の3)。このような医薬品等の結果、生じた副作用、感染症及び不具合情報は、厚生労働省が出している「医薬品・医療用具等安全情報」などに掲載され、その情報の医療機関、薬局、メーカー、消費者などへの共有化を図っている。

3 電気製品の安全性

電気用品安全法(平成13年施行)は、電気用

品による危険・傷害の発生を防止するため、電気用品の製造・輸入・販売等を規制する（法1条）。電気用品の製造業者又は輸入業者は、その安全を確保するために必要な技術基準に適合した電気用品を製造又は輸入しなければならない、技術基準に適合した電気用品についてはPSEマーク（Product Safety Electrical & Materials）を付して出荷することとなっている。そして、PSEマークの表示のない製品の販売等は禁止されている（27条）。構造又は使用方法その使用状況からみて、特に危険・障害の発生するおそれの多い電気用品で政令で定める特定電気用品（電気温水器、電気マッサージ器、自動販売機など、全112品目）については、登録検査機関（第三者機関）による技術基準適合検査を受け、適合性証明書の交付を受けなければPSEマークを表示することはできない（9条、10条、12条）。それ以外の電気用品（電気冷蔵庫、電気スタンド、テレビ等338品目）についても、国が定める基準に合致していることを（自主）検査し、確認済の製品にPSEの表示を義務づけ、その表示のないものの販売等が禁止される（8条、10条、27条）。また、本法は、国に対して、この法律の施行に必要な限度において、事務所・工場等へ立ち入り、電気用品、帳簿等その他の物件を検査することを認める（46条）とともに、無表示品の販売、基準不適合品の製造、輸入、販売により、危険又は傷害が発生するおそれがあると認められる場合において、当該危険又は傷害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、届出事業者等に対して、電気製品の回収命令等その他必要な措置をとるべき権限を経済産業大臣に与えている（同法第42条の5）。

4 一般家庭用品の安全性

商品の安全性を確保するために、現行法は対象商品ごとに個別的（例えばすでに検討した如くの食品、医薬品、電気用品など）に消費者の安全を確保する制度を用意し対応を図っている。したがって、個別の規制法がない場合には、商品の安全性が確保できなくなってしまう。そこで、より一般的な家庭用品の安全確保を図る法律として、

消費生活用製品安全法と有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律が、1973年（昭和48年）に制定された（これら二つの法律と化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律とを合わせて安全三法という）。

（1）消費生活用製品安全法は、一般消費者の生活の用に供される製品による消費者の生命・身体に対する危害の発生を防止を図るため、製品のうち構造・材質・使用状況からみて、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を「特定製品」として指定し、規制を加えている。そして、さらに「特別特定製品」を指定して、特別な規制を加えている（政令で指定されている特定製品は、家庭用圧力がま、乗車用ヘルメット（二輪用）、登山用ロープ、石油給湯器、石油ふろがま、石油ストーブ、である。また、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、ライターが特別特定製品である）。特定製品は、製品ごとに省令で定めた技術上の基準（3条）に適合した旨のPSCマーク（Product Safety Consumer）を付したものでなければ販売できず（4条）、マークのない製品が流通したときは、国は製造業者等に回収措置を命じることができる（32条）。なお、この特定製品は、自己確認品目で、事業者は届出を行うことにより、自らが行う検査によって技術基準への適合を確認し、その検査記録を作成し、これを保存する義務を履行したときは、PSCのマークを付することができる（13条）。また、特別特定製品は、事業者自身の検査による安全確保に加え、第三者検査機関による適合性検査を義務付けているものである（12条）。さらに、本法は、製品の欠陥により、消費者の生命・身体に重大な危害が発生したり、発生する急迫の危険があったりする場合に、国が製造事業者に対し、製品の回収等の危害防止命令をする権限を与えている（32条・39条）。そして、特定製品の販売制限、表示制限、緊急命令の違反者等は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金等に処せられる（58条）。なお、平成19年に消費者生活用製品安全法が改正され、製品の経年劣化による事故を未然に防止するため、長期使用製品安全点検・表示制度が創

設された。ここでは、特定保守製品の製造・輸入等者は、製品に設計標準使用期間、点検期間・点検の要請を安易にするために問い合わせ・連絡先等を表示することとされた（32条の四）。なお、消費生活用製品により、死亡事故、重傷事故、後遺症事故、一酸化炭素中毒事故や災害等の重大事故が発生した場合、事故製品の製造・輸入事業者は、国に対して事故発生を知った日から10日以内に国に報告しなければならない。また、重大事故情報が報告されると、国は重大な危害の発生及び拡大を防止するため、必要があると認められるときは、製品の名称及び型式、事故の内容を迅速に公表するものとされた（32条の21）

（2）一般家庭用品に対しては、製造安全協会による、民間ベースの規制も用意されている。製品安全協会は、商品の構造、材質、用途からみて、生命又は身体に対し危害を及ぼすおそれのある製品（認定対象製品、現在121品目）について、危害の発生を防止するため必要な品質の基準（認定基準）を作成し、この認定基準に合格した製品にSGマーク（Safety Goods）が貼付される。このSGマーク付の商品の欠陥が原因で人身事故が発生した場合には、事故の原因、被害の程度に応じて、被害者一人当たり最高1億円の賠償が支払われる（責任保険が付されている）。製品安全協会は、これら乳幼児用品、家具、家庭厨房用品、ゴルフクラブ、バトミントラケットなどの認定製品の認定基準の作成、人身事故に対する賠償措置のみならず、製品の安全性向上に関する広報や、製品事故に関する紛争処理等を事業として、消費者保護の実現を図っている。

（3）有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律は、有害物質を含有する家庭用品について、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資することを目的として制定された（1条）。国は、省令（厚生労働省）で、家庭用品を指定し、その家庭用品に含まれる有害な化学物質について、20物質（ホルムアルデヒド・ディルドリンなど）の有害物質含有量・溶出量または発散量に関し必要な基準を定めている（4条）。家庭用品の製造・輸入・販売業者は、第4条の基準に適合しない家庭用品を販

売・授与することや、販売・授与の目的で陳列することが禁止されている（5条）。たとえば、住宅用の洗浄剤で液体状のものや、家庭用エアゾル製品、繊維製品のうち、おしめカバー、下着、寝衣などである。国または都道府県知事等は、基準違反の家庭用品の回収を命じる権限を有している（6条）。

5 自動車の安全性

自動車の安全性は、自動車を運転する者の生命身体の安全にとって必要な条件であるばかりでなく、同乗者にとっても、あるいは他の者にとっても、それが「走る凶器」とならないために要請される。道路運送車両法は、自動車の構造・装置について、国が定める保安上又は公害防止その他の環境保全の技術基準への適合性を要求し、それを満たしていない車両の運行を禁止（40条、41条）することにより、安全性を確保している。

国に対し、保安基準に適合しない車両について、製作者等に改善措置を講じるように報告する権限を与え（63条の2）、また、製作者等が保安基準に適合しない車両について、回収等の改善措置を講じる場合に、国に届け出る義務を課している（同法63条の3）^{xiii}。近年、国内外の自動車メーカーが型式指定審査において燃費・排出ガスのデータを改ざんしていた事件などを受けて、「不正の手段によりその型式について指定を受けたとき、その型式の指定を取り消すことができることとなり（75条、75条の二）、加えて虚偽の報告等を行なった者に対する罰則が強化された（106条の四）。（平成29年改正）。

Ⅲ 安全監視のための法制度

1 すでに検討したように、医薬品、消費生活用製品、有害物質等を含む家庭用品、自動車などに関しては、商品が安全基準に違反して人に危害を生じるおそれのある場合に、製造者に対して商品回収命令等の必要な措置をとる権限が国に与えられている。しかし、これらの回収命令等の対象となる商品は限られており、また、商品につき判明した危険性を国に通報させるシステムは、道路運

送車両法（63条の3）や、医薬品の使用による副作用事故や感染症発生があったときに製造業者等に厚生労働大臣に対する報告義務を課している薬事法（77条4の2）などの例があるものの、不十分である。

消費者の被害の未然防止、拡大防止のため、国のそれぞれの部署が中心となって、商品に関する事故情報を収集し、分析して消費者に情報提供するシステムが用意されている。①たとえば、国民生活センター（消費生活センター）は、「生活ニューネット」を開設し、②経済産業省は、消費生活用製品の欠陥による事故に関する情報を収集し、製品技術センターで事故内容の評価等を行っているほか、「消費者行政ニュース」「くらしと契約の知識」「かしこい消費生活のしおり」等を発行し、情報提供と事故再発防止を講じている。③医薬品等の安全性に関しては、厚生労働省が出している「医薬品・医療用具等安全情報」などに掲載されている。

2 食品の安全性に関しては、食品安全基本法が、リスクコミュニケーションの必要性を明確に位置づけている（13条）。これまでは、リスク管理を行う官庁、食品関連事業者、消費者団体、学者等がそれぞれの立場から一方的な意見情報提供がなされるのみで、相互にどのようにしてリスクコミュニケーションを実行していくのか、十分な手法が確立していなかった。BSE事件を契機として、食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省などによりリスクコミュニケーションを実施するための対策チームが設けられ、消費者団体との意見交換がこれまでとは異なるスタイルで実施されている。いずれにしても、消費者と国、食品安全委員会、企業が、いかにして双方向性のある信頼関係を前提とした討論、情報交換ができるかであり、今後の課題といえる。

IV 安全性を欠いた商品を購入した者に対する事後的救済のシステム

安全性を欠いた商品が原因で、消費者に損害が生じた場合、被害者は民事的な救済システムを利用して、誰に、どのような主張をすることができ

るであろうか。商品は通常、製造業者、問屋、小売店、消費者という流通の経路をえて消費者のもとに至っている。安全性を欠いた商品により、消費者に損害が生じた場合、買主たる消費者は、債務の本旨に従った商品の履行がなされなかったことを理由にして、売主である小売店に契約責任を主張し、債務不履行（不完全履行）に基づく損害賠償の請求をすることができる（民法415条）。しかし、この場合、消費者は商品を製造した製造業者に対しては、直接の契約関係が存在しない以上、契約責任を問うことはできない。この場合、消費者は、製造業者に対して、不法行為責任を問うこととなる（709条）。しかし、契約責任の場合と異なり、不法行為責任に基づき損害賠償を請求する場合、被害者は加害企業の「故意・過失」を立証しなければならない。すなわち被害者である消費者は、企業の過失を問う場合でも、企業に商品の欠陥による事故の危険性を予見する可能性があり、また、それに対し適切な回避措置をとるべきであったのにそれを怠り、結果が生じてしまったことなどを立証しなければならず、素人である一般の消費者が製造業者の不法行為責任を追究するうえで大きな障害であると解されていた。そのため、事実上消費者に大きな負担を課することになっているとの批判が強く、他方、判例の動向も製品の製造者に高度の注意義務を課したり、カネミ油症事件のように欠陥の存在を証明すれば、過失の存在は推定されるとする考え方をとる判決例など、被害者に有利な判決と解される判例も現れるようになってきた。そのようななかで、被害者の保護を図る目的で製造物責任法が1994年（平成6年）に制定された。

（1）製造物責任法

ここでいう製造物とは、「製造または加工された動産」である（2条①項）。動産を対象とするため、不動産に関する欠陥事故は責任の対象外である。また、動産であっても「製造または加工されていること」が必要であるため自然産物そのものは責任の対象外である。製造物に「欠陥」があることが、製造物責任の成立要件である。欠陥とは、「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいう（2条②項）。このような欠陥

(通常有すべき安全性を欠いているか)の有無を判断するに際して、㉗その製造物の特性、㉘通常予見される使用形態、㉙製造業者がその製造物を流通に置いた時期、㉚そのほかの各種の事情を考慮して、欠陥の有無が判断されることとなる(2条②項)。主張、立証責任は、一般不法行為責任の「故意又は過失」にあたる部分が製造物の「欠陥」になっている。証明責任の分配に変更はないので、被害者である消費者は、製造物責任法に基づいて損害賠償を受けるには、㉛製造物に欠陥が存在していたこと、㉜損害が発生したこと、㉝製造物の欠陥と損害の間に因果関係のあること、を明らかにする必要がある。これに対し、製造業者は、製造物を流通に置いたときにおける科学・技術の知識水準によっても、製品に欠陥があることを認識できなかったこと(開発危険の抗弁)を立証した場合、または、製造物の欠陥が、もっぱら他の製造業者の行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことに過失がない場合(原材料・部品の場合の抗弁)を立証した場合等は、免責される(4条)。製造物責任は、被害者等が「損害及び賠償義務者を知った時から3年間行わないとき」には時効によって消滅する(5条①項前段)。また、製造物が流通に置かれてから10年を経過したときも、損害賠償請求することができない(5条①項後段)。もっとも、人の身体に蓄積したときに人の健康を害することになる物質による損害または一定の潜伏期間が経過したあとに病状が現れる損害については、その損害が生じた時が10年の除斥期間の起算点とする(5条②項)。

(2) 住宅の欠陥

新築の住宅は、本来目的物の個性に着目して取引されるものであるから、その住宅に欠陥があった場合、買主は瑕疵担保責任を主張することができる。もっとも、この民法570条に関して、「特定物売買において、瑕疵ある特定物の給付も瑕疵のない完全な履行である」(特定物のドグマ)、を理論的前提とすると、売主に対する瑕疵修補請求権の主張ができるかは難問となっていた。この点、欠陥住宅の発生を防止し、良質な住宅の整備を促進するため、住宅の品質確保の促進等に関する

法律が制定された(2000年4月施行)。本法は、新築住宅の売買契約における瑕疵担保責任について、特別な規定を定めたものである。本法では、新築住宅売買契約において、売主は、住宅のうち「構造耐力上主要な部分」又は「雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの」の隠れた瑕疵について、買主に引渡した時から10年間、民法570条において準用する民法566条①項の担保責任ならびに民法634条①項②項前段に規定する担保責任を負うものとする(88条①項)。したがって、買主は、売主に対して、瑕疵修補請求権と履行利益賠償請求が認められることとなった。この担保責任は、特約により20年まで伸長することができる(90条)。また、新築住宅の瑕疵を理由とする買主の権利は、①買主が瑕疵を知った時から1年間の経過(本法88条①項、民法566条③項)をした場合か、②引渡後10年の経過(本法88条①項)した場合のいずれかにより消滅することとなる^{xiv}。

(3) 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法

医薬品を適正な目的に従って適正に使用したにもかかわらず、健康被害を受けた者に対し、医療費、医療手当、障害年金等を給付する制度として、医薬品副作用被害救済制度がある。

(4) 消費者団体訴訟(消費者契約法)

消費者契約に関する被害は、同種の被害が多数発生するため、民法システムの様に個別のトラブルを事後的に救済するのではきわめて不十分な救済手段であった。そこで、被害の未然防止、拡大防止をするため、不当な行為の抑止策として、一定の消費者契約法上の不当勧誘行為および不当な契約条項を対象に差止請求権を付与することを認めた消費者団体訴訟制度を導入した(平成19年)。差止めの対象となる事業者の行為は、消費者契約法上の不当な勧誘行為(消契法4条①から③項までに規定する行為)および不当な契約条項(同8条から10条までに規定する行為)を含む消費者契約の申込またはその承諾の意思表示である(消契法12条①~④項)。差止めの要件は、不特定かつ多数の消費者に対して、事業者の行為が現に行われている場合または行われるおそれのある

場合である。行為者に対する差止請求内容は、当該行為の「停止」または「予防に必要な措置」である。

V むすびにかえて

松本恒雄教授の分類によれば、消費者保護政策には大別して「三つの波」があるという^{xv}。第一の波は、終戦直後から非常に長い間続いたもので、基本的には行政が弱い立場の消費者を保護するために強い立場の事業者を規制する、取り締まるという発想で、行政が中心的役割を果たしていた時期を示す。1980年ごろまでであろう。第二の波は、行政が積極的に規制をする形によって安全確保する方法から、行政のかかわりをなるべく少なくして、残りは事業者の自主的な取り組みに委ねて安全確保をする方向である。しかし、問題が発生した場合の事業者の責任はそれだけ重くなるという形で、民事ルール重視の時代で1980年代後半から2000年までをいう。そして、第三の波は市場を活用して、事業者が消費者の利益になるような経済活動をするように仕向け、そのことが結果として消費者の利益を重視する事業者にも利益になるという、ウィンウィン（双方得）の関係を目指すものである。そして、行政の役割は、食品の安全性などの分野での例外を除き、全体としては参入規制型の行政規制から監視型に変化していくことを指摘される。

確かに、消費者保護政策の全体としての方向性が、「第三の波」への方にあったとしても、本稿で検討した如くの「商品の安全性」、とりわけ「食品の安全性」に関する問題については、生命・身体に対する現実の損害が発生するよりも前に、安全を確保するため、事前規制を維持する必要性が肯定されよう。結局、消費者問題は、「国」「事業者」「消費者」が、それぞれの責務と役割を、「対立」する関係としてではなく、ウィンウィンを実現するための「補完的相互依存関係」として共生していくべき社会的存在であることを強く認識して行動することが肝要であろう^{xvi}。「国」「事業者」「消費者」それぞれが自分たちの制度設計、政策決定をする場面で、それぞれの責

務と役割を十分認識しながら、積極的に参加することが重要であり、また、消費者である私たちの今後の課題といえよう^{xvii}。

註

-
- i 大村敦志『消費者法（第二版）』（2003年）有斐閣20頁以下、北川善太郎「消費者保護の法構造」法律時報45巻12号8頁以下。
 - ii 瀬川信久「消費者法と民法」日本経済法学会年報第29号、92頁以下。
 - iii 竹内昭夫「消費者保護」『現代の経済構造と法』（1975年）筑摩書房25頁以下。
 - iv 田島裕『イギリス法入門（第2版）』信山社（2009年）50頁。
 - v 浦川道太郎「安全と消費者法」『新しい時代の消費者法』（2001年）中央法規104頁以下、後藤卷則「消費者の安全の確保」『アクセス消費者法』（2005年）日本評論社244頁以下。
 - vi 嘉田良平『食品の安全性を考える』（2004年）放送大学教育振興会137頁以下、新山陽子編著『食品安全システムの実践理論』（2004年）昭和堂に収録のすべての論文は、非常に参考になった。
 - vii 『概説食品安全基本法』（2004年）ぎょうせい2頁以下。
 - viii 岩渕豊「食品安全基本法」（2003年）ジュリストNo.1251、12頁以下。小野太一「食品衛生法等の一部を改正する法律及び健康増進法の一部を改正する法律」（2003年）ジュリストNo.1251、17頁以下。
 - ix 嘉田、前掲註（vi）13頁以下。
 - x 嘉田、前掲註（vi）94頁以下。熊谷進「食品の調理製造加工におけるリスクアセスメント」『食の安全とリスクアセスメント』（2004年）中央法規184頁以下。
 - xi 嘉田、前掲註（vi）163頁以下。
 - xii 『やさしい薬事法』（第4版）（2002年）じほう87頁以下。
 - xiii 北川善太郎「消費者保護法の展開」（1975年）ジュリストNo.578、130頁以下。淡路剛久

- 「商品の安全性と法」法律時報45巻12号34頁以下。
- xiv 伊藤滋夫編著『逐条解説住宅品質確保促進法』（1999年）有斐閣。
- xv 松本恒雄「企業のコンプライアンス・マネジメント」『食品安全システムの実践理論』（2004年）昭和堂181頁以下。松本＝加藤（雅）＝加藤（新）「消費者契約法を語る」（2006年）判タNo.1206，4頁以下。松本恒雄「消費者契約法の10年と今後の課題」NBL959号66頁以下，後藤卷則「契約締結過程の規律の進展と消費者契約法」NBL958号，14頁以下。
- xvi 神戸製鋼所は、「生産するアルミ部材について強度など取引先が求める品質基準を満たしていなかったと発表した。供給先は約200社に上るとしたが具体的な業界や社名は明らかにしなかった。」（日本経済新聞，2017年10月11日，朝刊3面）「神戸製鋼所の検査データ改ざん問題で，製品の品質を最終確認し，場合によっては出荷を差し止める権限を持つ品質保証担当者が自ら，検査データを改ざんしていた例があることがわかった。製造部門から独立し，品質の維持を厳しく監視することが求められている立場の従業員が積極的に関わっていたことで，改ざんが組織ぐるみだった構図がさらに強まった。」（朝日新聞，2017年10月16日朝刊1面）事業者がその社会的責任を自律的に果たしていかなければ，ウィンウィンの関係は，成り立たない。
- xvii 消費者教育推進法（2013年12月）が施行され，さらに半年後に「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」が閣議決定された。各自治体は，かかる基本方針を踏まえ，都道府県，市町村等で消費者教育推進計画を作成することが義務とされた。筆者は，勤務する学部の所在する自治体（三島市）の消費者教育推進計画に携わり，市民が安心して安全で豊かな消費者生活を送ることができるよう，地域の消費者団体，社会福祉協議会，事業者などと協力連携し，消費者教育を推進する計画を策定した（平成28年3月）。

その際，この基本方針が，従来からの消費者保護の仕組みだけでなく，それとともに消費者被害に遭った場合に適切に対処できる能力を身に付ける，消費者自身が合理的な意思決定を行い，被害を認識し，危険を回避し，被害に遭った場合には適切に対応する，そういうアビリティを身に付けることが消費者教育の重要な要であると位置づけていたことを重く意識しながら計画策定に参加した。「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成が喫緊の課題であるが，そもそもこのような「自ら考え自ら行動する消費者」をどうやって育てていくかは，私たちにとって本当に大きな課題である。

日本大学国際関係学部研究年報に関する内規

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部が発行する国際関係学部研究年報（以下研究年報という）に関する必要事項を定める。

(発 行)

第2条 研究年報の発行者は、国際関係学部長とする。

2 研究年報は、毎年2月に発行するものとする。ただし、研究委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 研究委員会に、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、研究年報の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、研究委員会委員をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、研究委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、研究委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 研究年報に投稿することのできる者は、国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員とする。

2 共同執筆の場合、主たる執筆者は専任教員とする。ただし、共著者には他機関の者を含むことができる。

3 助手については、指導教授または関連分野の教授の推薦により、投稿することができる。

(原稿の種別)

第5条 研究年報に掲載する原稿は、学術研究に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は1号につき1人1編とする。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

- ① 日本語
- ② 英語
- ③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「研究年報執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表,写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表,写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「研究年報掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年10月10日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査する。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、学部外者1名、学部内者1名の論文審査員を編集委員会が選任し、審査を委託する。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選任し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 研究年報の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 研究年報に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。

ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部研究年報からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 研究年報に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 従前の『研究年報』編集・執筆要項は廃止する。

国際関係学部研究年報執筆要項

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の種別は次のとおりとします。
 - ① (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料 (4) 学会動向
 - ② (1) ~ (4) 以外のもので編集委員会が認めたもの
- 3 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 4 原稿は、原則として横書きで、字数16,000字以内（A4で10頁程度）で次の書式で作成してください。
 - ① 日本文 22字×42行×2段
 - ② 英文 50字×42行×1段
- 5 原稿はパソコンを使用し、A4の印字原稿（図表、写真を含む）及びデジタル原稿（原則として図表、写真を含む）に別紙「研究年報掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出してください。
- 6 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
 - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
 - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
 - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図-1、表-1、写真-1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
 - ① タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
 - ② 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとなりますが、費用は著者の実費負担とします。
- 7 英語の表題とアブストラクト(約200語)を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト(約400語)を添付してください。
- 8 引用文献は、本文中に番号を当該個所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
 - ① 原著論文を雑誌から引用する場合
番号、著者名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数（号数は括弧に入れる）、頁数（始頁、終頁）、発行年（西暦）の順に記述してください。
 - ② 単行本から引用する場合
番号、著者または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年（西暦）の順に記述してください。
 - ③ 文章を他の文献から引用する場合
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。

9 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。
具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』（昭和61年）125頁

末弘巖太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕
11巻5号（昭和14年1頁）

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, "Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws", *73 Columbia Law Review*
〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, "Zu Leben und Werk Heinrich Triepels.", *Archiv des öffentlichen Rechts*
〔または *AoR*〕91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, "Préface historique à l'étude des notions de contrat", *Archives de Philosophie du Droit*
〔または *APD*〕13 (1968), p. 10.

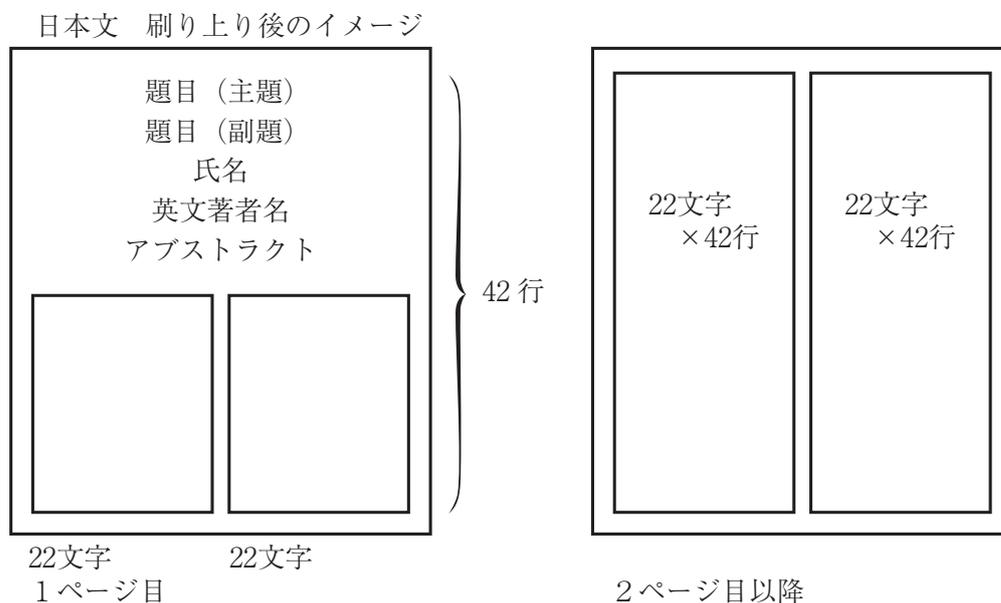
すでに引用した文献を再び引用する場合には、

Wright, *op. cit.*, pp. 226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p. 202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.* 他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36



執筆者一覧

(掲載順)

大川英明	教授	言語学・ 日本語教育
安元隆子	教授	日本近代文学
吉本隆昭	教授	国際関係学
安西なつめ	助教	医学史
小野健太郎	教授	法律

国際関係学部研究年報 第39集

平成30年2月28日 印刷

平成30年2月28日 発行

発行者 渡邊 武一郎

発行所 日本大学国際関係学部

〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号

電話 055-980-0808

印刷者 大和印刷株式会社

〒410-1102 静岡県裾野市深良3642番地の12

ISSN 0388-4279

**JOURNAL OF THE COLLEGE OF
INTERNATIONAL RELATIONS**

No. 39

2018

College of International Relations

Nihon University, Japan